

株式交換に係る事前開示書類

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 184 条に定める書面)

2026 年 5 月 13 日

株式会社 O l y m p i c グループ

2026年5月13日

東京都国分寺市本町四丁目12番1号
株式会社Olympicグループ
代表取締役社長 大下内 徹

株式交換に係る事前開示事項

当社と株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス（以下「PPIH」といい、当社とPPIHを併せて「両社」といいます。）は、2026年4月6日、両社の取締役会において、PPIHを株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）による経営統合（以下「本経営統合」といいます。）を行うことを決議し、同日、両社間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

本株式交換に関する会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第782条第1項及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第184条に定める事前開示事項は下記のとおりです。

記

1. 本株式交換契約の内容（会社法第782条第1項第3号）
別紙1のとおりです。
2. 交換対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第184条第1項第1号）
別紙2のとおりです。
3. 交換対価について参考となるべき事項（会社法施行規則第184条第1項第2号）
 - (1) PPIHの定款の定め
別紙3のとおりです。
 - (2) 交換対価の換価の方法に関する事項
 - ① 交換対価を取引する市場
PPIHの普通株式（以下「PPIH株式」といいます。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）プライム市場において取引されております。
 - ② 交換対価の取引の媒介、取次ぎ又は代理を行う者
PPIH株式は、全国の各金融商品取引業者（証券会社等）において、取引の媒介、取次ぎ等が行われております。
 - ③ 交換対価の譲渡その他の処分に制限があるときはその内容
該当事項はありません。

(3) 交換対価の市場価格に関する事項

本株式交換契約の締結を公表した日(2026年4月6日)の前営業日を基準日として、1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の東京証券取引所プライム市場におけるPPIH株式の終値の平均値は、それぞれ997.9円、968.4円及び958.8円です。また、PPIH株式の市場価格等は、東京証券取引所のウェブサイト(<https://www.jpx.co.jp/>)等でご覧いただけます。

(4) PPIHの過去5年間にその末日が到来した各事業年度に係る貸借対照表の内容

PPIHは、いずれの事業年度においても、金融商品取引法第24条第1項により有価証券報告書を提出しておりますので、記載を省略いたします。

4. 株式交換に係る新株予約権の定め相当性に関する事項(会社法施行規則第184条第1項第3号)
該当事項はありません。

5. 計算書類等に関する事項(会社法施行規則第184条第1項第4号)

(1) PPIHの最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙4のとおりです。

(2) PPIHの最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 当社及びPPIHにおける最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

① 当社

ア 当社は、2026年4月6日開催の取締役会において、PPIHとの間で、PPIHを株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする本株式交換を行うことを決議し、同日付で本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換契約の内容につきましては、別紙1のとおりです。

イ 当社は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、本株式交換によりPPIHが当社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時(以下「基準時」といいます。)において保有する自己株式(本株式交換に関する会社法第785条第1項に基づく反対株主の株式買取請求に応じて取得する株式を含みます。)の全てを、基準時をもって消却する予定です。

② PPIH

ア PPIHは、2025年8月18日付の取締役会決議に基づき、2025年10月1日を効力発生日として、PPIH株式1株につき5株の割合による株式分割を実施いたしました。また、PPIHは、当該株式分割前においては、毎年6月30日又は毎年12月31日時点のPPIHの株主名簿にそれぞれ記載又は記録された、100株以上保有する株主に対してPPIHグループ(PPIH並びに、その連結子会社70社、非連結子会社10社、持分法適用関連会社1社及び持分法非適用関連会社5社で構成される企業グループをいいます。以下同じです。)の電子マネー「majica」のポイントを贈呈しておりましたが、当該株式分割に伴い、2025年12月31日を基準日として

PPIHの株主名簿に記載又は記録された株主に対する株主優待より、株式分割後の株式数を対象に、以下の基準を適用いたしました。

保有株式数	優待内容
100株以上300株未満	300円分のmajicaポイントの贈呈
300株以上500株未満	1,000円分のmajicaポイントの贈呈
500株以上	2,000円分のmajicaポイントの贈呈

イ P P I Hは、2026 年4月6日開催の取締役会において、当社との間で、P P I Hを株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする本株式交換を行うことを決議し、同日付で本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換契約の内容につきましては、別紙1のとおりです。

6. 株式交換が効力を生ずる日以後におけるP P I Hの債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第184条第1項第5号）
該当事項はありません。

以 上

別紙1 本株式交換契約の内容

次ページ以降をご参照ください。

株式交換契約書

株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス（以下「甲」という。）及び株式会社Olympicグループ（以下「乙」という。）は、2026年4月6日（以下「本契約締結日」という。）付で、次のとおり合意し、株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条 （株式交換）

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、乙の発行済株式の全部を取得する。

第2条 （株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 甲（株式交換完全親会社）

商号：株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス

住所：東京都渋谷区道玄坂二丁目25番12号

(2) 乙（株式交換完全子会社）

商号：株式会社Olympicグループ

住所：東京都国分寺市本町四丁目12番1号

第3条 （本株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における乙の株主（但し、第9条に基づく乙の自己株式の消却後の株主をいうものとする。以下本条において同じ。）に対し、その保有する乙の普通株式の数の合計に1.18を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、基準時における乙の株主に対して、その保有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式1.18株の割合をもって、甲の普通株式を割り当てる。
3. 甲が前二項の定めに基づき基準時における乙の株主に対して交付する甲の普通株式の数の1株に満たない端数があるときは、甲は、会社法第234条その他の関係法令の規定に従い、処理する。

第4条 （甲の資本金及び準備金の額に関する事項）

本株式交換に際して増加する甲の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第39条に定めるところに従って、甲が適当に定める。

第5条 (効力発生日)

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、2026年7月1日とする。但し、本株式交換の手續の進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、甲及び乙は協議し合意の上、これを変更することができる。

第6条 (株主総会の承認)

1. 甲は、会社法第796条第2項本文の規定に基づき、本契約について会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を受けることなく本株式交換を行う。但し、会社法第796条第3項の規定に基づき甲の株主総会の決議による本契約の承認が必要となった場合には、甲は、本効力発生日の前日までに、本契約及び本株式交換に必要なその他の事項につき株主総会の決議による承認を求める。
2. 乙は、本効力発生日の前日までに、本契約及び本株式交換に必要なその他の事項につき会社法第783条第1項に定める株主総会の決議による承認を求める。

第7条 (会社財産の管理等)

甲及び乙は、自ら又はその子会社をして、本契約締結日から本効力発生日までの間、善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務の執行並びに財産の管理及び運営を行うものとし、その財産若しくは権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為又は本株式交換の実行若しくは本株式交換の条件に重大な影響を及ぼす行為を行おうとする場合には、事前に相手方と協議し合意の上、これを行う。

第8条 (剰余金の配当)

甲及び乙は、本契約締結日後、(i)本効力発生日より前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行ってはならず、また、(ii)本効力発生日より前の日を取得日とする自己株式の取得（適用法令に従い株主の権利行使に応じて自己の株式の取得をしなければならない場合における自己株式の取得を除く。）の決議を行ってはならない。

第9条 (自己株式の消却)

乙は、本効力発生日の前日までに開催される乙の取締役会の決議により、基準時において乙が保有する自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に応じて乙が取得する自己株式を含む。）の全部を基準時において消却する。

第10条 (本株式交換の条件の変更及び本契約の解除)

甲及び乙は、本契約締結日から本効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産若しくは経営状態に重要な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が発生した場合その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は協議し合意の上、本株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第11条 (本契約の効力)

本契約は、以下の各号のいずれかの場合には、その効力を失う。

- (1) 第6条第1項但し書きの規定に基づき甲の株主総会の決議による承認が必要となった場合において、本効力発生日の前日までに、かかる甲の株主総会の決議による承認が得られなかった場合
- (2) 本効力発生日の前日までに、第6条第2項に定める乙の株主総会の決議による承認が得られなかった場合
- (3) 甲又は乙において、法令に基づき、本株式交換を実行するために本効力発生日までに必要な関係官庁等からの承認等が取得できなかった場合
- (4) 前条の規定に従い本契約が解除された場合

第12条 (準拠法及び管轄裁判所)

1. 本契約並びに本契約に基づき又はこれに関連して生じる甲又は乙の一切の権利及び義務は、日本国の法律に準拠し、それに従い解釈される。
2. 本契約に基づき又はこれに関連して生じる甲乙間の一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第13条 (協議事項)

本契約に定める事項のほか、本株式交換に必要な事項は、本契約の趣旨に則り、甲及び乙が誠実に協議し合意の上、これを定める。

(以下余白)

本契約締結の証として、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2026年4月6日

甲： 東京都渋谷区道玄坂二丁目25番12号
株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス
代表取締役社長CEO 森屋 秀樹



本契約締結の証として、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2026年4月6日

乙： 東京都国分寺市本町四丁目12番1号
株式会社Olympicグループ
代表取締役社長 大下内 徹



別紙2 交換対価の相当性に関する事項

当社は、本株式交換に際して、交換対価の相当性に関して、次のように判断しております。

1. 交換対価の総数及び割当ての相当性に関する事項

(1) 本株式交換に係る割当ての内容

	PPIH (株式交換完全親会社)	当社 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る 割当比率	1	1.18
本株式交換により 交付する株式数	PPIHの普通株式：27,105,250株（予定）	

(注1) 株式の割当比率

当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）1株に対して、PPIH株式1.18株を割当交付いたします。なお、上記の本株式交換に係る割当比率（以下「本株式交換比率」といいます。）は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社間で協議及び合意の上、変更することがあります。

(注2) 本株式交換により交付するPPIH株式の株式数

上記のPPIH株式の数は、2025年11月30日時点における当社株式の発行済株式総数（23,354,223株）及び自己株式数（383,672株）に基づいて算出しております。

PPIHは、本株式交換に際して、PPIH株式27,105,250株（予定）を、基準時における当社の株主の皆様（ただし、下記の自己株式の消却が行われた後の株主をいいます。）に対して、割当交付する予定です。交付する株式は、PPIHが保有する自己株式を充当する予定です。

なお、当社は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時において保有する自己株式（本株式交換に関する会社法第785条第1項に基づく反対株主の株式買取請求に応じて取得する株式を含みます。）の全部を、基準時において消却する予定です。本株式交換によって割当交付する株式数は、当社の自己株式の取得、消却等の理由により、今後修正される可能性があります。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、PPIHの単元未満株式（100株未満の株式）を保有することとなる当社の株主の皆様については、本株式交換の効力発生日以降、PPIH株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。なお、金融商品取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。

ア 単元未満株式の買取請求制度（1単元（100株）未満株式の売却）

会社法第192条第1項の規定に基づき、PPIHの単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式を買い取ることをPPIHに対して請求することができる制度です。

イ 単元未満株式の買増制度（1単元（100株）への買増し）

会社法第194条第1項及びPPIHの定款の規定に基づき、PPIHの単元未満株式を保有する株主の皆様が、PPIHに対して、その保有する単元未満株式の数と併せて1単元（100株）となる数のPPIH株式を売り渡すことを請求し、これをPPIHから買い増すことができる制度です。

(注4) 1株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、P P I H株式1株に満たない端数の割当てを受けることとなる当社の株主の皆様については、会社法第 234 条その他の関連法令の定めに従い、その端数の合計数（その合計数に1に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。）に相当するP P I H株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主の皆様へ交付いたします。

(2) 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

① 割当ての内容の根拠及び理由

両社は、本株式交換に用いられる上記(1)「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の本株式交換比率の算定にあたって、公正性・妥当性を確保するため、それぞれ独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、P P I Hは第三者算定機関として株式会社ブルータス・コンサルティング（以下「ブルータス」といいます。）を、当社は第三者算定機関として合同会社デロイト トーマツ（以下「デロイト トーマツ」といいます。）を起用いたしました。

P P I Hにおいては、下記4.(1)「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、P P I Hの第三者算定機関であるブルータスから受領した株式交換比率算定書、法務アドバイザーである長島・大野・常松法律事務所からの助言、P P I Hが当社に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえ、P P I Hが、過去にM&Aを通じてP P I Hグループの事業基盤の拡大の実現や、買収先のブランド、商品、調達・物流機能及び運営ノウハウの活用によるシナジーの創出してきた実績を勘案して本経営統合によるシナジーが具体的に見込めるか否かを含め、本株式交換比率について慎重に協議・検討した結果、ブルータスから2026年4月3日付で取得した株式交換比率算定書に記載のとおり市場株価法の上限値を上回っているものの、下記②「算定に関する事項」に記載のとおり、本経営統合によるシナジーを含んだ事業計画に基づくディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）に基づく株式交換比率の算定結果のレンジに収まっていることから、本株式交換比率は妥当であり、P P I Hの株主の皆様への利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断しました。

他方、当社においては、下記4.(1)「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、当社の第三者算定機関であるデロイト トーマツから受領した株式交換比率算定書、法務アドバイザーであるシティユーワ法律事務所からの助言、当社がP P I Hに対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえ、慎重に協議・検討した結果、デロイト トーマツから2026年4月3日付で取得した株式交換比率算定書に記載の市場株価法及びDCF法に基づく株式交換比率の算定結果のレンジの上限を上回っていることから、本株式交換比率は妥当であり、当社の株主の皆様への利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断しました。

以上のとおり、両社は、各社の第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に、両社の財務状況、資産状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、株式交換比率について慎重に交渉・協議を重ねてまいりました。その結果、両社は、本株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の皆様への利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。なお、本株式交換比率は、本株式交換契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議及び合意の上、変更することがあります。

② 算定に関する事項

(i) 算定機関の名称及び両社との関係

PPIHの第三者算定機関であるプルータス及び当社の第三者算定機関であるデロイト トーマツはいずれも、両社から独立した算定機関であり、両社の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

なお、本株式交換に係るプルータスに対する報酬は、本株式交換の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本株式交換の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれておりません。また、本株式交換に係るデロイト トーマツに対する報酬には、本株式交換の成否にかかわらず支払われる固定報酬の他、本株式交換の公表等を条件とする成功報酬が含まれておりますが、当社は、報酬の一部を成功報酬とすることには、本株式交換が不成立となった場合の取引費用を限定することが可能になるという合理性があること及び報酬体系としても同種の取引における一般的な実務慣行であること等を勘案すれば、本株式交換の公表等を条件に支払われる成功報酬が含まれていることの一事をもって独立性が否定されるわけではないと判断しております。

(ii) 算定の概要

プルータスは、PPIHについては、PPIH株式が東京証券取引所プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法（2026年4月3日を算定基準日として、東京証券取引所における算定基準日の終値、1ヶ月、3ヶ月及び6ヶ月の各期間の終値単純平均値を採用しております。）を採用して算定を行いました。当社については、当社株式が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法（2026年3月31日を算定基準日として、東京証券取引所における算定基準日の終値、1ヶ月、3ヶ月及び6ヶ月の各期間の終値単純平均値を採用しております。）を採用するとともに、将来の事業活動の状況を評価に反映するために、DCF法を採用して算定を行いました。なお、当社株式の売却に関する雑誌による憶測報道（2026年4月1日）（以下「本憶測報道」といいます。）による株価への影響を排除するため、当社の市場株価の基準日は2026年3月31日としております。DCF法においては、当社の過去の財務情報等を基礎として、PPIHがPPIH及び当社から独立した経営戦略アドバイザーであるプロフィックス株式会社の助言を受け作成した事業計画（以下「本事業計画」といいます。）をもとに、将来キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことによって株式価値を算定しております。なお、本事業計画においては本経営統合によるシナジーを含むものであり、対前年度比較において利益及びフリー・キャッシュ・フローの大幅な増減を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2029年2月期から2031年2月期にかけて前年までの「ドン・キホーテ」、「MEGAドン・キホーテ」又は「ロビン・フード」への業態転換を進めることによる設備投資の効果により、2029年2月期は前年比で71.2%、2030年2月期は443.4%、2031年2月期は82.3%の増益が見込まれており、2027年2月期は業態転換に伴う設備投資額の増加に伴いフリー・キャッシュ・フローは前年比で928.9%の減少が見込まれております。また、当社において2026年2月28日を基準日とした期末配当が行われないことを前提としております。

各評価手法によるPPIH株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の株式交換比率の算定結果は以下のとおりです。

採用手法	株式交換比率の算定レンジ
市場株価法	0.44～0.48
D C F 法	1.05～2.37

プルータスは、株式交換比率の算定に際して、公開情報及びプルータスに提供された一切の情報が正確かつ完全であることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性についての検証は行っておりません。両社及びその関係会社の資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っていません。当社の将来の財務見通しその他将来に関する情報については、当社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としており、また、本事業計画は、P P I Hが現時点で入手可能な情報及び合理的と考える前提を踏まえて作成したものであることを前提としております。プルータスの算定は2026年4月3日までにプルータスが入手した情報及び経済条件を反映したものです。なお、プルータスの算定は、P P I Hの取締役会が本株式交換比率を検討するための参考に資することを唯一の目的としております。

他方、デロイト トーマツは、P P I Hについては、P P I H株式が東京証券取引所プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法を採用して算定を行いました。当社については、当社株式が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法による算定を行うとともに、将来の事業活動の状況を評価に反映するためにD C F法を採用して算定を行いました。

市場株価法においては、P P I Hについては、2026年4月3日を算定基準日として、P P I H株式の東京証券取引所プライム市場における算定基準日の終値、算定基準日までの直近1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の終値単純平均値を、当社については、本株式交換の公表日の前営業日である2026年4月3日（基準日①）及び2026年4月1日の本憶測報道による株価の影響を排除するため、かかる報道がなされる前の取引日である2026年3月31日（基準日②）を算定基準日として、当社株式の東京証券取引所スタンダード市場における各算定基準日の終値、算定基準日までの直近1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の終値単純平均値を採用して算定を行いました。D C F法においては、当社より提供された財務予測に基づく将来キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって株式価値を算定しております。なお、デロイト トーマツがD C F法による算定の前提とした当社の財務予測においては、対前年度比較において利益又はフリー・キャッシュ・フローの大幅な増減を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、価格政策の見直しやグループ会社間・部門間の連携強化を通じた集客力強化・販売数量増加による売上増加及び取引先の集約・輸送ルートの見直し等による利益率の改善により、2026年2月期から2027年2月期にかけて営業損益が約34億円の改善を見込んでおり、2028年2月期は前年比で82.7%、2029年2月期は前年比で46.2%、2030年2月期は前年比で36.4%の増益が見込まれております。また、2029年2月期は前年比で66.6%、2030年2月期は前年比で37.0%のフリー・キャッシュ・フローの増加を見込んでおります。なお、本株式交換により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において見積もることが困難であるため、当該財務予測には反映しておりません。また、当社において2026年2月28日を基準日とし

た期末配当が行われないことを前提としております。

各評価方法による P P I H 株式 1 株当たりの株式価値を 1 とした場合の当社の評価レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定レンジ
市場株価法①	0.44～0.65
市場株価法②	0.43～0.48
D C F 法	0.75～1.01

デロイト トーマツは、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が全て正確かつ完全なものであること、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でデロイト トーマツに対して未開示の事実はないこと等を前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社及びその関係会社の資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）に関して、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、算定において参照した当社の財務予測に関する情報については、当社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。デロイト トーマツの株式交換比率の算定は、2026 年 4 月 3 日現在までの情報及び経済情勢を反映したものであります。

2. 株式交換完全親会社となる P P I H の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換に際して増加する P P I H の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第 39 条の規定に従って P P I H が適当に定めることとされております。かかる取扱いは、P P I H の財務状況、資本政策その他事情を総合的に考慮・検討して法令の範囲内で決定するものであり、相当であると判断しております。

3. 交換対価として P P I H 株式を選択した理由

当社及び P P I H は、本株式交換の対価として、株式交換完全親会社である P P I H 株式を選択いたしました。

当社は、かかる交換対価につき、① P P I H 株式が東京証券取引所プライム市場に上場されており、本株式交換の効力発生後も、引き続き同市場において取引機会が確保されていること、及び②当社の株主の皆様は、P P I H 株式を交換対価として受け取るにより本株式交換によるシナジーを享受することも期待できることを考慮して、上記の選択は適切であると考えております。

なお、本株式交換により、その効力発生日（2026 年 7 月 1 日を予定）をもって、当社は P P I H の完全子会社となりますので、当社株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に従って、所定の手続を経て、2026 年 6 月 29 日付で上場廃止（最終売買日は 2026 年 6 月 26 日）となる予定です。

上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所において取引することができなくなりますが、本株式交換により当社の株主の皆様は、割当てられる P P I H 株式は東京証券取引所プライム市場に上場されているため、一部の株主の皆様においては単元未満株式の割当てのみを受ける可能性はあるものの、1 単

元以上の株式については本株式交換の効力発生以後も金融商品取引所市場での取引が可能であり、引き続き株式の流動性を提供できるものと考えております。

一方、本株式交換により、P P I Hの単元未満株式を保有することとなる当社の株主の皆様においては、金融商品取引所市場において当該単元未満株式を売却することはできませんが、単元未満株式の買取請求制度・買増制度をご利用いただくことが可能です。かかる取扱いの詳細につきましては、上記1.

(1)「本株式交換に係る割当ての内容」の(注3)「単元未満株式の取扱い」をご参照ください。また、本株式交換に伴い1株に満たない端数が生じた場合における端数の処理の詳細については、上記1.

(1)「本株式交換に係る割当ての内容」の(注4)「1株に満たない端数の処理」をご参照ください。

なお、当社の株主の皆様は、最終売買日である2026年6月26日(予定)までは、東京証券取引所スタンダード市場において、その保有する当社株式を従来どおり取引することができるほか、会社法その他関連法令に定める適法な権利を行使することができます。

4. 当社の株主の利益を害さないように留意した事項

(1) 公正性を担保するための措置

本株式交換による本経営統合により、上場会社である当社がP P I Hの株式交換完全子会社となることから、両社は本株式交換の公正性を担保するために、以下の措置を実施しております。

① 入札手続の実施

当社は、2026年1月に株式会社みずほ銀行を通じて企業再編行為を伴う戦略的パートナーの選定に係る入札プロセス(以下「本入札プロセス」といいます。)を開始いたしました。その後、2026年1月下旬にP P I Hを含む5社から意向表明書を受領したことから、当社は、各候補先から受領した意向表明書の内容に基づき、各候補先における自社に対する理解、株式価値に対する評価、業容拡大に繋がる施策、取得ストラクチャー等について慎重に比較検討を行い、P P I Hを戦略的パートナーの最終候補先として選定いたしました。

以上のとおり、当社は本入札プロセスを実施し、幅広く自社の戦略的選択肢の提案を受ける機会を確保しております。

② 独立した第三者算定機関からの算定書の取得

P P I Hは、両社から独立した第三者算定機関であるブルータスを選定し、2026年4月3日付で、株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。算定書の概要は、上記1.(2)②「算定に関する事項」をご参照ください。他方、当社は、両社から独立した第三者算定機関であるデロイト トーマツを選定し、2026年4月3日付で、株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。算定書の概要は、上記1.(2)②「算定に関する事項」をご参照ください。なお、両社はいずれも、各第三者算定機関から本株式交換比率が財務的見地から妥当又は公正である旨の意見書(フェアネス・オピニオン)を取得していません。

③ 独立した法律事務所からの助言

本株式交換を含む本経営統合の法務アドバイザーとして、P P I Hは長島・大野・常松法律事務所を、当社はシティニューワ法律事務所を選任し、それぞれ本株式交換の諸手続及び意思決定の方法・過程等について、法的な観点から助言を得ております。なお、長島・大野・常松法律事務所及びシティニューワ法律事務所は、いずれも両社から独立しており、本株式交換を含む本経営統合に関して両社との間で重要な利害関係を有しません。

(2) 利益相反を回避するための措置

PPIHと当社は、本株式交換を行うことを決議した2026年4月6日現在において、相互に株式を保有しておらず、相互に役員を派遣する等の人的関係はなく、また、その他に特段の資本関係、人的関係及び取引関係はないため、本株式交換に関する取締役会における意思決定の実施にあたって両社の間には特段の利益相反関係は生じないと考えられることから、上記(1)「公正性を担保するための措置」のほか、特別な措置は講じておりません。

別紙3 PPIHの定款

次ページ以降をご参照ください。

株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス 定款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングスと称し、英文では、Pan Pacific International Holdings Corporationと表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の各号に掲げる事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）その他これらに準ずる事業体の株式または持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配または管理すること及びこれに附帯または関連する事業を営むことを目的とする。

- (1) 百貨小売業その他商業及びこれに関連する商品の製造、加工、委託・卸売業
- (2) 日用品雑貨、家具、寝具、インテリア用品の販売
- (3) 家庭用電気機械器具、情報通信機器、電子計算機器、家庭用ガス機器・石油機器、冷暖房設備機器、給排水設備器具、給湯設備器具、消火設備器具の販売及び修理
- (4) 衣料品、洋品雑貨、小間物、靴、履物の販売
- (5) 自動車、自動車用付属品、自転車の販売及び修理並びに加工
- (6) 建築資材、塗料、木材、電気工器具・工具、建築用工具の販売
- (7) ペット、ペット用品、園芸用樹木、草木類及び園芸用材料、肥料、飼料、工業用薬品、動物用医薬品の販売
- (8) 玩具、文房具、書籍、事務用品、スポーツ用品、釣用品、レコード、オーディオソフト、ビデオソフト、楽器の販売
- (9) 医薬品、医薬部外品、医療機器、健康機器、衛生用品、化粧品、度量衡器の販売
- (10) 貴金属、宝石、眼鏡、光学機器、美術工芸品の販売
- (11) 食料品、酒類、飲料水、穀物、塩、煙草、切手、印紙、テレホンカード、商品券、高速道路券等の販売
- (12) 前各号各商品の卸売、評価鑑定、通信販売、古物の販売、レンタル業並びに輸出入業
- (13) 前各号の業務を目的とする企業に対する経営指導
- (14) テナント、小売店舗、飲食店、専門店、スポーツ施設、カラオケボックス、ゲームセンター、展示・保管場等の商業施設、娯楽施設、遊技場の建設、管理、経営
- (15) コンピューターのソフトウェアの制作及び販売並びに賃貸

- (16) 不動産の賃貸・売買・仲介・管理及び駐車場の経営
 - (17) 不動産のマーケティングリサーチ業務
 - (18) 損害保険代理業、生命保険の募集業務
 - (19) 宅配便、写真現像・焼付・引伸、クリーニング、乗車券販売、航空券販売、映画・演劇・音楽会・スポーツの観覧券販売等の委託取次業務
 - (20) 電気、ガス、水道、電話及び放送受信に関する料金の受託収納代行
 - (21) 工業所有権、著作権等の無体財産権、ノウハウ、システムエンジニアリングその他ソフトウェアの企画、取得、保全、利用及び販売業
 - (22) 各種情報提供サービス業
 - (23) カタログ通信販売業
 - (24) 広告、出版・印刷、映像、音声等のメディアの企画、制作、宣伝及び販売
 - (25) 質屋営業及び貸金業
 - (26) 旅行業法に基づく旅行業
 - (27) 株式・社債等有価証券の取得、保有、投資、管理、売買
 - (28) 経理事務処理の請負業務
 - (29) 債権の買取業務
 - (30) 手形割引、手形買取業務
 - (31) モバイル端末等を利用した販売促進サービス
 - (32) 前各号に掲げる事業に関するフランチャイズシステムに伴うコンサルタント業
 - (33) 前各号に附帯する一切の業務
2. 当社は、前項各号に定める事業及びこれに附帯または関連する事業を営むことができる。

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都渋谷区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告を行うことができない事故その他のやむをえない事由が生じたときは、官報に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、9,360,000,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株主の売渡請求)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと（以下「買増し」という。）を当社に請求することができる。

(単元未満株主の権利)

第10条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 前条に規定する単元未満株式の買増しを請求する権利

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成及び備置きその他これらに関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第12条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会にお

いて定める株式取扱規程による。

(基準日)

- 第13条 当社は、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
2. 本定款に定める事項のほか、必要ある場合は、取締役会の決議によってあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

(招集)

- 第14条 当社の定時株主総会は、毎年9月にこれを招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

(電子提供措置等)

- 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(招集権者及び議長)

- 第16条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、それぞれ取締役会の決議をもって定めた代表取締役がこれを招集し、議長となる。
2. 当該代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

- 第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数で行う。
2. 会社法第309条第2項の定めによる特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。

(議決権の代理行使)

- 第18条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使するこ

- とができる。
2. 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第19条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第20条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、20名以内とする。

2. 当社の監査等委員である取締役は、7名以内とする。

(選任)

第21条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。

2. 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。
3. 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(任期)

第22条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
3. 増員により、または任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、他の在任する取締役の任期の満了する時までとする。
4. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役)

第23条 当会社を代表すべき取締役は、取締役会の決議をもって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から選定する。

（役付取締役）

第24条 取締役会の決議をもって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

（取締役会の招集権者及び議長）

第25条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、それぞれ取締役会の決議をもって定めた代表取締役がこれを招集し、議長となる。

2. 当該代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第26条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（重要な業務執行の決定の委任）

第27条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

（取締役会の決議方法）

第28条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

2. 当会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該事項について議決に加わることができる取締役の全員が当該提案について書面または電磁的記録により同意の意思表示をした時は、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会の議事録）

第29条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または

電子署名するものとする。

(取締役会規程)

第30条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第31条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行上の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議をもってこれを定める。ただし、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の決議により定めるものとする。

(取締役の責任免除)

第32条 当会社は、会社法第426条第1項の規定によって、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金500万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

第33条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規程)

第34条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

(選任)

第35条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

第36条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、任期が満了する定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第7章 計 算

(事業年度)

第37条 当会社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までの1年とする。

(期末配当金)

第38条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

(中間配当)

第39条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第40条 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

附則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第1条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、第36期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。

附則

1. 作成：昭和55年9月5日
2. 改正：昭和57年7月20日
3. 改正：平成元年2月5日
4. 改正：平成6年9月30日
5. 改正：平成7年9月28日
6. 改正：平成8年1月31日
7. 改正：平成8年9月20日
8. 改正：平成9年9月26日
9. 改正：平成9年11月4日
10. 改正：平成10年9月25日
11. 改正：平成11年9月28日
12. 改正：平成14年9月25日
13. 改正：平成15年8月20日
14. 改正：平成15年9月25日
15. 改正：平成16年9月28日
16. 改正：平成17年9月29日
17. 改正：平成18年7月1日
18. 改正：平成18年9月28日
19. 改正：平成20年9月26日
20. 改正：平成21年9月25日
21. 改正：平成24年9月26日
22. 改正：平成25年12月2日
23. 改正：平成27年7月1日
24. 改正：平成28年9月28日
25. 改正：平成29年9月27日
26. 改正：平成31年2月1日
27. 改正：令和元年9月1日
28. 改正：令和4年9月28日
29. 改正：令和5年3月2日

30. 改正：令和6年9月27日
31. 改正：令和7年10月1日

別紙4 P P I Hの最終事業年度に係る計算書類等の内容

次ページ以降をご参照ください。

事業報告

(2024年 7 月 1 日から
2025年 6 月30日まで)

1. 企業集団の現況

(1)当連結会計年度の事業の状況

①事業の経過及び成果

当連結会計年度（2024年7月1日～2025年6月30日）におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善により、緩やかな景気回復が続きましたが、物価上昇による個人消費の減少や米国の通商政策の影響、金融資本市場の変動等への対応が求められ、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

小売業界におきましては、インバウンド需要の拡大により、国内消費は増加した一方で、人手不足による人件費の上昇や物流費・水道光熱費の高騰、インフレによる食品・生活必需品など様々な商品の値上げにより、実質賃金の減少が続く状況においては、消費者の防衛意識の高まりにより、競合他社との価格競争が加速し、経営環境は非常に厳しい状況が続いております。このような状況においても、当社グループは、競合他社との差別化要因である「現場主義」及び「個店主義」に立脚した強みを最大限に発揮し、積極的な営業戦略に基づく“攻めの経営”を推進しました。

国内事業におきましては、アミューズメント性の高い購買体験の提供、豊富な品揃え、プロモーションの強化などが奏功し、200を超える国と地域から訪日された外国人観光客のお客さまに多数ご来店頂いたことから、免税売上高は大きく伸長いたしました。また、若年層の囲い込みを目的としたマーケティング施策の推進やメディア露出の強化、季節やトレンド需要を捉えたMD戦略等により、免税以外の売上も伸長しております。

PB/OEM商品については、顧客ニーズを捉えた商品開発力の向上や、定番商品のOEM転換戦略などにより、PB/OEM商品の売上構成比が伸長しており、売上総利益率の向上に貢献しております。

北米事業におきましては、グアムへの初出店となる大型店舗の「DON DON DONKI VILLAGE OF DONKI」、”ニッチ”な日本専門店として認知が拡大している高収益モデル業態である「TOKYO CENTRAL」の新店舗「TOKYO CENTRAL PCH Torrance店」、ハワイで初の「DON DON DONKI」業態となる「DON DON DONKI Kapolei店」など、規模拡大に向けた積極的な出店を進めてまいりました。

アジア事業におきましては、売上拡大に向けた取り組みとして、現地の商流を活用した商品戦略の強化、スポット仕入や日本国内でインバウンド人気の高い商品の価格訴求などの施策を行っております。

当連結会計年度における国内事業の出退店状況につきましては、関東地方に12店舗（東京都－ドン・キホーテ調布駅前店、同田無駅前店、同新宿東南口別館、神奈川県－同鶴見西口店、千葉県－同館山店、同牧の原モア店、同常磐平店、同西友行徳店、茨城県－同守谷店、同石岡店、栃木県－キラキラドンキトナリエ宇都宮店、群馬県－同高崎西口店）、北海道地方に1店舗（北海道－ドン・キホーテ千歳店）、東北地方に1店舗（岩手県－同北上店）、中部地方に3店舗（長野県－同佐久平店、静岡県－同清水店、同浜松志都呂店）、近畿地方に4店舗（大阪府－同堺東駅前店、同りんくう店、京都府－同太秦天神川店、同京都伏見店）、四国地方に2店舗（徳島県－同小松島ルピア店、高知県－同高知店）、九州地方に2店舗（福岡県－同大橋駅前店、沖縄県－同国際通りくもじ店）を出店しております。法人別内訳は、株式会社ドン・キホーテ25店舗となりました。

海外事業の出店状況につきましては、米国カリフォルニア州に1店舗（TOKYO CENTRAL PCH Torrance店）、米国ハワイ州に2店舗（Fujioka's Wine Times Kapolei店、DON DON DONKI Kapolei店）、グアムに1店舗（同VILLAGE OF DONKI店）、シンガポールに1店舗（同Bukit Panjang Plaza店）、香港に1店舗（同旺角 MPM店）、台湾に1店舗（同桃園統領店）、マレーシアに1店舗（JONETZ by DON DON DONKI NU Sentral店）を出店しております。また、2025年4月に米国カリフォルニア州サクラメントを中心に寿司レストランを運営するMikuni Restaurant Group, Inc. の全株式を取得し、子会社化したことにより、9店舗がグループ店舗として新たに増加しております。

その一方で、国内2店舗、海外3店舗の合計5店舗を退店しております。

この結果、2025年6月末時点における当社グループの総店舗数は、国内655店舗、海外124店舗の合計779店舗（2024年6月末時点 742店舗）となりました。

これらの結果、当連結会計年度の業績は、

売上高	2兆2,467億58百万円	（前期比	7.2%増）
営業利益	1,622億96百万円	（前期比	15.8%増）
経常利益	1,585億42百万円	（前期比	6.6%増）
親会社株主に帰属する当期純利益	905億12百万円	（前期比	2.0%増）

となり、増収増益を達成することができました。

当連結会計年度の事業別売上高の状況は次のとおりであります。

（国内事業）

当連結会計年度の売上高は、前期と比較し1,330億51百万円増加して、1兆8,961億13百万円（前期比7.5%増）、営業利益は1,580億84百万円（前期比15.7%増）となりました。国内事業においては、免税売上の伸長、PB/OEM商品の収益貢献、季節商品やトレンド商品の好調、メディア露出の強化及び価格戦略などの様々な施策により、既存店売上高成長率は5.9%増とな

ったことから、売上高及び営業利益は増加しております。

(北米事業)

当連結会計年度の売上高は、前期と比較し125億62百万円増加して、2,594億37百万円(前期比5.1%増)、営業利益は22億83百万円(前期比33.7%減)となりました。北米事業においては、南カリフォルニアの山火事の影響により1店舗の焼失がありましたが、新規出店や製造オペレーションの改善、新たな営業施策の奏功により、売上高及び売上総利益率が伸長した一方で、新規出店に関わる費用の増加やM&Aに関連するアドバイザー費用の計上等により、販売費及び一般管理費が増加したことから、営業利益は減少しております。

(アジア事業)

当連結会計年度の売上高は、前期と比較し60億69百万円増加して、912億9百万円(前期比7.1%増)、営業利益は19億29百万円(前期は1億46百万円)となりました。アジア事業においては、円安進行及び積極的な出店施策により売上高が増加すると同時に、販売費及び一般管理費も増加しておりますが、人件費の管理、業務の内製化及びバックオフィス業務など、生産性改善による効率改善を進めたことにより、営業利益は増加しております。

事業の種類別	第44期 (2024年6月期)		第45期 (2025年6月期)		前期比 増減 %
	金額	構成比	金額	構成比	
	百万円	%	百万円	%	
国内事業 (ディスカунストア)					
家電製品	90,178	4.3	92,391	4.1	2.5
日用雑貨品	345,379	16.5	393,490	17.5	13.9
食品	569,108	27.2	613,713	27.3	7.8
時計・ファッション用品	168,431	8.0	182,209	8.1	8.2
スポーツ・レジャー用品	81,124	3.9	92,288	4.1	13.8
その他 (総合スーパー)	20,902	1.0	21,998	1.0	5.2
衣料品	44,457	2.1	43,789	1.9	△1.5
住居関連品	65,113	3.1	67,551	3.0	3.7
食品	301,387	14.4	313,828	14.0	4.1
その他 (その他)	197	0.0	986	0.0	400.5
その他の収益	76,786	3.7	73,869	3.3	△3.8
小計	1,763,062	84.2	1,896,113	84.4	7.5
北米事業	246,875	11.8	259,437	11.5	5.1
アジア事業	85,140	4.1	91,209	4.1	7.1
計	2,095,077	100.0	2,246,758	100.0	7.2

②設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は、前期に引き続き、積極的な店舗開発を行った結果、532億23百万円となりました。

その主な内訳は、当連結会計年度における新規出店及び改装に係る建物・設備等への投資であります。

③資金調達の状況

当連結会計年度中に、借入返済資金として、複数金融機関から総額400億円の借入を実行いたしました。

当社及び連結子会社においては、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行39行と総

額369億10百万円の当座貸越契約を、取引銀行3行と総額300億円の貸出コミットメントライン契約を、それぞれ締結しております。なお、当連結会計年度末における当該契約に基づく借入実行残高は、当座貸越契約、貸出コミットメントライン契約どちらもございません。

また、16金融機関と総額200億円のシンジケートローン契約を締結しております。なお、当連結会計年度末における当該借入残高は200億円であります。

④事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社は、2025年7月1日を効力発生日として、当社の完全子会社である株式会社エルエヌを消滅会社とする吸収合併を行うことの決議を、2025年5月に行いました。

⑦他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

2025年4月に、米国法人であるMikuni Restaurant Group, Inc.の発行済株式全てを取得したため、同社を新たに連結の範囲に含めております。

(2)直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第42期 2022年6月期	第43期 2023年6月期	第44期 2024年6月期	第45期 (当連結会計年度) 2025年6月期
売 上 高(百万円)	1,831,280	1,936,783	2,095,077	2,246,758
経 常 利 益(百万円)	100,442	110,994	148,709	158,542
親会社株主に帰属 する当期純利益(百万円)	61,928	66,167	88,701	90,512
1株当たり当期純利益(円)	102.64	110.94	148.64	151.59
総 資 産(百万円)	1,383,678	1,481,058	1,498,410	1,511,026
純 資 産(百万円)	399,247	463,539	547,003	624,044
1株当たり純資産額(円)	657.75	759.75	898.72	1,014.19

(注) 1. 1株当たり当期純利益は自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき、1株当たり純資産額は自己株式を控除した期末発行済株式総数に基づき算出しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第42期から適用しており、第43期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(3)重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社ドン・キホーテ	300百万円	100.0%	ディスカウントストア事業
ユニー株式会社	100百万円	100.0%	総合スーパー事業
株式会社長崎屋	300百万円	100.0% (100.0%)	ディスカウントストア事業
UDリテール株式会社	300百万円	100.0% (100.0%)	ディスカウントストア事業
日本アセットマーケティング株式会社	37,591百万円	100.0% (19.1%)	不動産賃貸・管理事業
株式会社パン・パシフィック・インターナショナルファイナンシャルサービス	10,100百万円	100.0%	金融サービス事業
株式会社UCS	1,611百万円	100.0% (100.0%)	金融サービス事業
日本商業施設株式会社	300百万円	100.0% (100.0%)	テナント賃貸事業
Pan Pacific Retail Management (Singapore) Pte. Ltd.	78百万SGドル	65.0% (65.0%) [100.0%]	ディスカウントストア事業
Pan Pacific Retail Management (Hong Kong) Co., Ltd.	1百万HKドル	65.0% (65.0%) [100.0%]	ディスカウントストア事業
Don Quijote (USA) Co., Ltd.	92百万USドル	100.0% (100.0%)	ディスカウントストア事業
Gelson's Markets	0.02百万USドル	100.0% (100.0%)	スーパーマーケット事業
MARUKAI CORPORATION	0.3百万USドル	100.0% (100.0%)	スーパーマーケット事業
Q S I , I n c .	0.8百万USドル	100.0% (100.0%)	スーパーマーケット事業

- (注) 1. ()は、間接所有割合で内数であります。
2. []は、緊密な者または同意している者の議決権数を含んだ数字であります。
3. 当連結会計年度において、株式会社ドン・キホーテ、株式会社長崎屋及びUDリテール株式会社は、その他資本剰余金を資本金に組み入れる増資を行っております。これにより、株式会社ドン・キホーテ及び株式会社長崎屋の資本金は、それぞれ1億円から3億円に、UDリテール株式会

社は、1.5百万円から3億円に増加しております。

4. 当事業年度末において特定完全子会社はありません。

③その他重要な関連会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
アクリーティブ株式会社	100百万円	26.3%	ヘルスケア・FPS・BPO事業
カネ美食品株式会社	2,002百万円	39.4%	寿司・揚物・惣菜等の小売業及びコンビニエンスストア向けの弁当の製造及び販売

(注) カネ美食品株式会社は、発行済株式の一部を自己株式として当事業年度末後の2025年8月に取得しております。この結果、同社に対する当社の議決権比率は、39.4%から40.3%に増加することになったため、実質支配力基準により同社を連結子会社としております。

(4)対処すべき課題

① 中長期的な売上・利益の継続成長

小売業界においては、少子高齢化の進行による市場規模の縮小、物価上昇による実質賃金の減少、価格競争の激化や業界再編、外国人旅行者の増大や外国人人口の増加等が見込まれており、外的環境は大きく変化することが想定されます。

当社グループは、このような環境変化においても収益機会と捉え、さらなる成長を実現するため、新たな長期経営計画「Double Impact 2035」を策定いたしました。「Double Impact 2035」は、多くの成長機会がある国内事業を中心としており、海外事業については、安定したオペレーションや明確なビジネスモデルといった土台作りの構築を行う必要があると判断しております。約一年の時間をいただき、海外戦略の開示は改めて行います。

「Double Impact 2035」における、定量目標は、2035年6月期に「売上高：4兆2,000億円」、「営業利益：3,300億円」としており、以下の成長方針により、地域のお客さまの暮らしを支えながらお買い物の楽しみを提供し、継続的な成長を目指しながら、目標達成に取り組んでまいります。

<長期計画の成長方針>

(1)出店戦略

全ての都道府県で出店が進むも、まだまだ新規出店の拡大余地があり、当社独自の様々な出店パターンにより、「日本地図制覇に向けて」まだ出店のない空白地帯を埋めながらシェアの拡大を目指します。

(2)既存店戦略

「小売市場の拡大」、「DS業態シェアの拡大」に加え、「消極的忌避層」への来店動機の創出や「既存顧客」が普段買っていない商品の購買、来店頻度が高まるようなアプローチを

強化し、「売上トップラインの大成長」を目指します。

(3)インバウンド戦略

「ドンキがあるから日本に行く」というブランドポジションを定着させるため、買い物だけにとどまらず、来店したときの楽しさや日本文化を体験できる独自のアミューズメント性を深化させ、他社にはない世界観を創出した「観光地型小売りの確立」を目指します。

(4)新規業態の開発

今までアプローチしていない「狭小商圏食品ニーズ」にマーケット領域を広げ、当社グループが持つ様々なリソースを使った「食品強化型ドンキ」＝「(ドンキの編集力+ユニーの生鮮調達力) × ディスカウント」の新業態を開発し、高い集客力と高収益性を兼ね備えた「唯一無二のビジネスモデル」の確立を目指します。

(5)M&A戦略

小売業界の再編や寡占化が進むことを見据え、今後はM&Aを戦略の1つとします。

② 環境・社会課題の解決と事業成長の両立

当社グループは、企業原理「顧客最優先主義」のもと、地域のお客さまの暮らしを支え、お買い物の楽しさを提供することを第一に、本業である総合小売業の事業活動を通じて環境・社会課題の解決に積極的に取り組んでおります。

当社グループでは、ステークホルダーからの期待や要請の大きさ・重要性和、当社事業が経済、環境、社会に与えるインパクトの大きさを踏まえ、5つの「重要課題（マテリアリティ）」を特定しました。

【PPIHグループ 重要課題（マテリアリティ）】

- (1) 事業活動で生じる環境負荷の低減
- (2) 多様性の容認と働きがいのある職場づくり
- (3) 持続可能な商品調達と責任ある販売
- (4) 地域社会との共生による社会課題の解決
- (5) 確固たるガバナンス

これらのマテリアリティへの取り組みは、担当役員のもと、各領域の委員会・管掌本部が施策を企画・立案し、グループ会社の事業活動に反映しています。

【人的資本経営の推進】

当社グループは、「人財」を競争優位性の源泉であり、最も重要な経営資源と位置づけています。持続的な成長を実現するためには、人財こそがすべての原動力であるとの認識のもと、事業戦略と連動した人財戦略を推進しています。企業理念「源流」の浸透を基盤に、従業員一人ひとりの自律的な成長と果敢な挑戦を促進し、組織全体でイノベーションの創出を目指しています。

当連結会計年度における取り組みとして、個店経営を支えるメイト(パート・アルバイト)の活躍が、顧客の支持率向上に不可欠と考え、メイト活躍目標を策定しました。さらに、メイト一人ひとりが当社グループで働くことが楽しいと感じる環境づくりのため、新たな報酬制度や表彰制度も導入しました。

また、予測困難なビジネス環境の変化と、お客さまの価値観の多様化が進む中、当社グループがお客さまに選ばれ、成長するためには「多様性」が欠かせないと考えており、女性活躍をはじめとしたダイバーシティも推進しています。女性管理職育成に向けたプログラムやセミナーを継続して行うとともに、将来の管理職候補育成や定着率向上のため、20代の女性社員を対象としたキャリアデザインセミナーを実施しました。加えて、ライフイベント(妊娠・出産・育児・介護など)を迎える部下が安心して働き続けられる職場環境を整えるため、管理職を対象に関連制度に関する研修を実施しました。

【その他のマテリアリティにおける当連結会計年度の取り組み】

環境課題については、2022年に公表したCO₂削減目標達成に向け、削減のため太陽光発電をはじめとした再生可能エネルギーの活用を推進し、5店舗で新規導入しました(累計27店舗・1拠点で活用)。また、サプライチェーン全体での環境負荷低減を目指し、仕入れ商品に関わるGHG排出量のデータ収集に向けたパートナー説明会を実施したほか、PB/OEM商品においても、包材や容器に環境に配慮した素材や技術を活用し、環境負荷の低減に取り組んでいます。

さらに、社会課題については、PB/OEM商品の販売が拡大しており、サプライチェーンにおける企業の責任や重要性がこれまで以上に増していることから、国連の「ビジネスと人権」など国際的な指針や行政から発出されたガイドラインをもとに人権などのリスク低減の取り組みも進めています。PB/OEM商品の製造委託先の工場を対象に、第三者CSR監査をはじめとしたリスクアセスメントを継続して実施し、労働者の人権や安全衛生、環境等について調査したほか、外部講師を招き人権をテーマとしたパートナー研修を実施し、健全なサプライチェーン構築に向けた取り組みを強化しました。

ガバナンスについては、健全かつ公正な事業活動を実践するため、従業員向けのコンプライアンス研修を毎月実施したことに加え、コーポレート・ガバナンス体制の充実のため、指名・報酬委員会を9回開催し、指名・報酬に関するプロセスの公平性・客観性・透明性の強化を図りました。

マテリアリティの取り組みをさらに深化するため、さまざまなステークホルダーとのエンゲージメントを実施し、ステークホルダーからの期待、要請などを経営や事業活動に反映させ、信頼関係と協働関係を構築してまいります。

当社グループは、不変の企業原理である「顧客最優先主義」を基軸とした「業態創造企業」として、当社グループの差別化要因である、Convenience（便利さ）、Discount（価格の安さ）、Amusement（楽しさ）という3つの要素をさらに強化し、お客さまに支持していただける店舗づくり実現のため、さまざまな営業施策を実行しています。

ナイトマーケットを先駆的、かつ柔軟に開拓した当社グループは、引き続き、顧客満足度の高い魅力的な店舗づくりを推進し、高い競争優位性を発揮してまいります。そのうえで、以上の項目を重点的な課題として取り組み、事業成長と環境・社会課題の解決を両立させる、より一層、株主価値の高い企業となるべく、全力を傾注して邁進する所存です。

(5)主要な事業内容（2025年6月30日現在）

当社グループは、純粋持株会社である当社、連結子会社73社、非連結子会社11社、持分法適用関連会社2社及び持分法非適用関連会社5社により構成されております。

日本国内におけるディスカウント事業や総合スーパー事業を中心とした国内事業、米国ハワイ州やカリフォルニア州を中心に展開する北米事業、及びシンガポールや香港など東南アジアで展開するアジア事業を行っております。

(6)主要な営業所及び店舗 (2025年6月30日現在)

①当社グループの店舗

国内事業

(ディスカウントストア)

株式会社ドン・キホーテ	北海道	12店舗	東北	24店舗
	関東	162店舗	北陸・甲信越	26店舗
	東海	41店舗	近畿	75店舗
	中国・四国	23店舗	九州・沖縄	55店舗
株式会社長崎屋	北海道	8店舗	東北	4店舗
	関東	21店舗	北陸・甲信越	3店舗
	東海	3店舗	近畿	3店舗
	中国・四国	1店舗	九州・沖縄	1店舗
UDリテール株式会社	東北	1店舗	関東	9店舗
	北陸・甲信越	8店舗	東海	40店舗
	近畿	4店舗		
	九州・沖縄	1店舗		
株式会社橘百貨店 (総合スーパー)	関東	12店舗	北陸・甲信越	16店舗
	東海	100店舗	近畿	2店舗

北米事業

Don Quijote (USA) Co., Ltd.	米国ハワイ州	3店舗		
MARUKAI CORPORATION	米国カリフォルニア州	11店舗		
MARUKAI HAWAII CO. LTD.	米国ハワイ州	1店舗		
QSI, Inc.	米国ハワイ州	25店舗		
Gelson' s Markets	米国カリフォルニア州	26店舗		
Pan Pacific Retail Management (Guam) Co., Ltd.	グアム	1店舗		
Mikuni Restaurant Group, Inc.	米国カリフォルニア州	9店舗		

アジア事業

Pan Pacific Retail Management (Singapore) Pte. Ltd.	シンガポール共和国	17店舗		
--	-----------	------	--	--

DONKI (Thailand) Co., Ltd.	タイ王国	8店舗
Pan Pacific Retail Management (Hong Kong) Co., Ltd.	香港	11店舗
Taiwan Pan Pacific Retail Management Co., Ltd.	台湾	6店舗
Pan Pacific Retail Management (Malaysia) Sdn. Bhd.	マレーシア	4店舗
Macau Pacific Rim Retail Management Co., Ltd.	マカオ	2店舗

②当社及び子会社の本社

当社	東京都渋谷区道玄坂二丁目25番12号
株式会社ドン・キホーテ	東京都目黒区青葉台二丁目19番10号
ユニー株式会社	愛知県稲沢市天池五反田町1番地
株式会社長崎屋	東京都目黒区青葉台二丁目19番10号
UDリテール株式会社	東京都目黒区青葉台二丁目19番10号
日本アセットマーケティング株式会社	東京都江戸川区北葛西四丁目14番1号
株式会社パン・パシフィック・インターナショナルフィナンシャルサービス	東京都目黒区青葉台二丁目19番10号
株式会社UCS	愛知県稲沢市天池五反田町1番地
日本商業施設株式会社	東京都江戸川区北葛西四丁目14番1号
Pan Pacific Retail Management (Singapore) Pte. Ltd.	シンガポール共和国
Pan Pacific Retail Management (Hong Kong) Co., Ltd.	香港
Don Quijote (USA) Co., Ltd.	米国ハワイ州
Gelson's Markets	米国カリフォルニア州
MARUKAI CORPORATION	米国カリフォルニア州
QSI, Inc.	米国ハワイ州

(7)使用人の状況（2025年6月30日現在）

①企業集団の使用人数

事業部門	使用人数	前連結会計年度末比増減
国内事業	11,189名	84名減
北米事業	3,380名	541名増
アジア事業	2,506名	550名減
合計	17,075名	93名減

（注）使用人数は就業人員であり、パートタイマー等の臨時使用人は含まれておりません。

②当社の使用人数

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
3,580名	625名増	42.5歳	16.2年

（注）使用人数は就業人員であり、パートタイマー等の臨時使用人は含まれておりません。

(8)主要な借入先の状況（2025年6月30日現在）

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	65,496百万円
株式会社りそな銀行	45,431百万円
株式会社みずほ銀行	43,996百万円

（注）当社及び連結子会社においては、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行39行と総額369億10百万円の当座貸越契約を、取引銀行3行と総額300億円の貸出コミットメントライン契約を、それぞれ締結しております。なお、当連結会計年度末における当該契約に基づく借入実行残高は、当座貸越契約、貸出コミットメントライン契約のどちらもございません。

(9)その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の状況

(1)株式の状況（2025年6月30日現在）

①発行可能株式総数 1,872,000,000株

②発行済株式の総数 635,353,340株

（注）発行済株式の総数は、ストック・オプションの権利行使により324,800株増加しております。

③株主数 65,002名

（注）前期末に比較して846名増加しております。

④大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
D Q W I N D M O L E N B . V .	134,028,000株	22.44%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	68,000,400株	11.39%
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	36,575,400株	6.12%
株 式 会 社 安 隆 商 事	33,120,000株	5.55%
株 式 会 社 フ ァ ミ リ ー マ ー ト	33,057,384株	5.53%
公 益 財 団 法 人 安 田 奨 学 財 団	14,400,000株	2.41%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	13,118,573株	2.20%
GOVERNMENT OF NORWAY	12,021,684株	2.01%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	10,639,802株	1.78%
G I C P R I V A T E L I M I T E D - C	9,078,739株	1.52%

（注）持株比率は自己株式（38,073,421株）を控除して計算しております。

⑤その他株式に関する重要な事項

2025年10月1日を効力発生日として、普通株式1株につき5株の割合で株式分割を実施するとともに、会社法第184条第2項の規定に基づき、同日付で当社定款第6条に定める発行可能株式総数を9,360,000,000株に変更する旨を決議しました。

(2)新株予約権等の状況

①当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2025年6月30日現在）

名称		第1回株式報酬型新株予約権	第2回株式報酬型新株予約権
発行決議日		2015年6月10日	2015年12月11日
新株予約権の数		3個	6個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 2,400株 注4	普通株式 2,400株 注4
新株予約権の払込金額		993,600円 注1	403,000円 注1
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権 1個当たり800円 (1株当たり1円) 注4	新株予約権 1個当たり400円 (1株当たり1円) 注4
権利行使期間		2015年6月26日から 2045年6月25日まで	2015年12月28日から 2045年12月27日まで
行使の条件		注2、3	注2、3
役員 の 保 有 状 況	取締役（監査等委員であるもの及び社外取締役を除く）	・新株予約権の数：3個 ・目的となる株式数：2,400株 ・保有者数：1人	・新株予約権の数：6個 ・目的となる株式数：2,400株 ・保有者数：1人
	社外取締役（監査等委員であるものを除く）	—	—
	監査等委員である取締役	—	—

名称		第3回株式報酬型新株予約権	第4回株式報酬型新株予約権
発行決議日		2017年5月16日	2018年6月14日
新株予約権の数		50個	100個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 20,000株 注4	普通株式 40,000株 注4
新株予約権の払込金額		404,600円 注1	494,300円 注1
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権 1個当たり400円 (1株当たり1円) 注4	新株予約権 1個当たり400円 (1株当たり1円) 注4
権利行使期間		2017年6月1日から 2047年5月31日まで	2018年6月29日から 2048年6月28日まで
行使の条件		注2、3	注2、3
役員 の 保 有 状 況	取締役（監査等委員であるもの及び社外取締役を除く）	・新株予約権の数：50個 ・目的となる株式数：20,000株 ・保有者数：1人	・新株予約権の数：100個 ・目的となる株式数：40,000株 ・保有者数：1人
	社外取締役（監査等委員であるものを除く）	—	—
	監査等委員である取締役	—	—

名称		第5回株式報酬型新株予約権	第7回株式報酬型新株予約権
発行決議日		2019年3月25日	2023年7月13日
新株予約権の数		200個	121個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 80,000株 注4	普通株式 12,100株
新株予約権の払込金額		647,500円 注1	255,400円 注1
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権 1個当たり400円 (1株当たり1円) 注4	新株予約権 1個当たり100円 (1株当たり1円)
権利行使期間		2019年4月10日から 2049年4月9日まで	2023年8月4日から 2053年8月3日まで
行使の条件		注2、3	注2、3
役員 の 保 有 状 況	取締役（監査等委員であるもの及び社外取締役を除く）	・新株予約権の数：200個 ・目的となる株式数：80,000株 ・保有者数：1人	・新株予約権の数：121個 ・目的となる株式数：12,100株 ・保有者数：5人 注5
	社外取締役（監査等委員であるものを除く）	—	—
	監査等委員である取締役	—	—

- (注) 1. 当社は、株式報酬型新株予約権の割当てを受ける者に対し、当該新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給しており、この報酬請求権と、当該新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺しております。
2. 新株予約権者は、権利行使期間内において、当社の取締役（第7回株式報酬型新株予約権については、その割当日に当社の執行役員である場合（当社の取締役である場合を除く。）は執行役員）の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使することができます。
3. 新株予約権者が死亡した場合は、相続人が新株予約権を行使することができます。この場合は、（注）2にかかわらず、権利行使期間内において、相続開始の日の翌日から1年を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使することができます。
4. 2015年7月1日付で行った1株を2株とする株式分割及び2019年9月1日付で行った1株を4株とする株式分割により、上記株式報酬型新株予約権の「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。
5. 上記第7回株式報酬型新株予約権のうち、取締役1名が保有している新株予約権は、取締役就任前に付与されていたものであります。

- ②当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況（2025年6月30日現在）
該当事項はありません。

③その他新株予約権等の状況（2025年6月30日現在）

名称	第1回有償新株予約権	第2回有償新株予約権
割当日	2016年9月23日	2022年12月1日
新株予約権の数	3,102個	33,103個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 1,240,800株 注2	普通株式 3,310,300株
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり2,000円	新株予約権1個当たり3,300円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり370,000円 (1株当たり925円)注2	新株予約権1個当たり256,000円 (1株当たり2,560円)
権利行使期間	2018年10月1日から 2026年9月30日まで	2025年10月1日から 2029年11月30日まで
行使の条件	注1	注3
新株予約権の割当てを受ける者	当社及び当社子会社の役員及び従業員 642名	当社及び当社子会社の役員及び従業員 2,014名

名称	第7回株式報酬型新株予約権	
発行決議日	2023年7月13日	
新株予約権の数	43個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 4,300株	
新株予約権の払込金額	255,400円 注4	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権 1個当たり100円 (1株当たり1円)	
権利行使期間	2023年8月4日から 2053年8月3日まで	
行使の条件	注5	
使用人等への交付状況	執行役員	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権の数：43個 ・目的となる株式数：4,300株 ・保有者数：3人

(注) 1. 第1回有償新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではありません。
- ②新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認められておりません。

- ③本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできません。
 - ④各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできません。
2. 2019年9月1日付で行った1株を4株とする株式分割により、上記有償新株予約権の「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。
3. 第2回有償新株予約権の行使の条件
- ①新株予約権者は、当社が金融商品取引法に基づき提出する有価証券報告書に記載された連結損益計算書において、連結営業利益の額が次に掲げる条件を満たしている場合に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。
 - ・2025年6月期の連結営業利益が1,200億円を超過していることただし、2025年6月までにおいて、連結営業利益に多大な影響を及ぼす大規模な企業買収等の事象が発生し、当該期の有価証券報告書に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと当社取締役会が判断した場合、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。
 - ②新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではありません。
 - ③新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認められておりません。
 - ④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできません。
 - ⑤各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできません。
4. 当社は、株式報酬型新株予約権の割当てを受ける者に対し、当該新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給しており、この報酬請求権と、当該新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺しております。
5. 第7回株式報酬型新株予約権の行使の条件
- ①新株予約権者は、権利行使期間内において、当社の執行役員の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使することができます。
 - ②新株予約権者が死亡した場合は、相続人が新株予約権を行使することができます。この場合は、①にかかわらず、権利行使期間内において、相続開始の日の翌日から1年を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使することができます。

(3)会社役員の状況

①取締役の状況 (2025年6月30日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長CEO	吉田直樹	株式会社ドン・キホーテ代表取締役社長 ユニー株式会社取締役
代表取締役兼専務執行役員 CSO	森屋秀樹	経営戦略本部長兼経営会議事務局長 株式会社ドン・キホーテ取締役
代表取締役兼専務執行役員	鈴木康介	源流推進本部長兼新規業態開発本部長 株式会社ドン・キホーテ代表取締役副社長 UDリテール株式会社代表取締役社長
取締役兼専務執行役員	榑原健	GMS事業統括責任者兼国内事業共同CMO ユニー株式会社代表取締役社長
取締役兼常務執行役員 CMO (Global)	松元和博	海外事業統括責任者兼北米事業責任者 Pan Pacific Retail Management (Asia) Pte. Ltd. Director Pan Pacific Retail Management (USA) Co. President/CEO/Director
取締役兼常務執行役員CAO	石井祐司	財務・主計・経理・総務管掌 株式会社ドン・キホーテ監査役 株式会社長崎屋監査役 UDリテール株式会社監査役
取締役兼執行役員	二宮仁美	ダイバーシティ・マネジメント委員会委員長兼 デザイン統括責任者
取締役	久保勲	スカパーJSAT株式会社取締役 執行役員専務 経営管理部門長
取締役 (非常勤) 創業会長兼最高顧問	安田隆夫	Pan Pacific Strategy Institute Pte.Ltd. President/Director Pan Pacific Retail Management (Asia) Pte. Ltd. Chairman/Director 公益財団法人安田奨学財団理事長
取締役 (非常勤)	安田裕作	Pan Pacific Retail Management (Asia) Pte. Ltd. Director Pan Pacific Retail Management (USA) Co. Director 公益財団法人安田奨学財団副理事長 Mikuni Restaurant Group, Inc. Director
取締役 (監査等委員)	吉村泰典	一般社団法人吉村やすのり生命の環境研究所代表理事 慶応義塾大学名誉教授 (医学部産婦人科学) mederi株式会社社外取締役
取締役 (監査等委員)	西谷順平	立命館大学経営学部教授 防衛装備庁防衛調達審議会委員

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役（監査等委員）	加茂正治	株式会社加茂事務所代表取締役 株式会社AGEST社外取締役 株式会社JERA Cross社外取締役
取締役（監査等委員）	小野貴樹	ファーストコーポレーション株式会社社外取締役
取締役（監査等委員）	岸本尚子	きしもと法律事務所開設代表

(注) 1. 取締役である鈴木康介氏、榊原健氏及び安田裕作氏、取締役（監査等委員）である小野貴樹氏及び岸本尚子氏は、2024年9月27日開催の第44期定時株主総会において新たに選任され、就任いたしました。

2. 当事業年度における取締役の担当及び地位の異動は以下のとおりです。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
森屋秀樹	取締役常務執行役員 CSO兼CFO代行	代表取締役専務執行役員 CSO	2024年9月27日
松元和博	取締役専務執行役員 CMO(Global)	取締役常務執行役員CMO (Global)	2024年9月27日

3. 当事業年度における重要な兼職の異動は次のとおりであります。

- ①代表取締役社長CEOの吉田直樹氏及び取締役兼専務執行役員の榊原健氏は、2024年9月に株式会社社長崎屋の取締役を退任、取締役兼常務執行役員CAOの石井祐司氏は、同社の監査役に就任しております。
 - ②取締役兼常務執行役員CMO(Global)の松元和博氏は、2024年9月に株式会社ドン・キホーテの取締役を退任し、取締役兼常務執行役員CAOの石井祐司氏は、同社の監査役に就任しております。
 - ③取締役兼常務執行役員CAOの石井祐司氏は、2024年9月にUDリテール株式会社の監査役に就任しております。
 - ④社外取締役の久保勲氏は、2025年4月にスカパーJSAT株式会社の取締役執行役員専務経営管理部門長に就任しております。
 - ⑤取締役（非常勤）の安田裕作氏は、2025年4月にMikuni Restaurant Group, Inc. のDirectorに就任しております。
 - ⑥監査等委員である社外取締役の吉村泰典氏は、2025年6月にあすか製薬ホールディングス株式会社の社外取締役を退任しております。
4. 取締役の久保勲氏、監査等委員である取締役の吉村泰典氏、西谷順平氏、加茂正治氏、小野貴樹氏及び岸本尚子氏は、社外取締役であり、同6氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 監査等委員会設置会社のもと、監査等委員会が主体となり、内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。

6. 監査等委員である社外取締役の西谷順平氏は、大学等における経済学・経営学に関する研究及び教授等を通じて、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。監査等委員である社外取締役の加茂正治氏は、コンサルティング会社や事業会社において要職を歴任され、企業経営に長年携わってきたことから、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。監査等委員である社外取締役の小野貴樹氏は、銀行において要職を歴任され、財務・金融分野において豊富な経験と幅広い見識を有しております。監査等委員である社外取締役の岸本尚子氏は、弁護士資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。

②取締役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の 総 額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非 金 銭 報 酬 等	
取 締 役 (うち社外取締役)	285 (9)	174 (9)	111 (-)	- (-)	7 (1)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	42 (42)	42 (42)	- (-)	- (-)	5 (5)
合 計 (うち社外役員)	327 (51)	216 (51)	111 (-)	- (-)	12 (6)

(注) 1. 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項は以下のとおりです。

①第36期定時株主総会(2016年9月28日開催)

当社の監査等委員である取締役の報酬額は、年額1億円以内とすることを決議いただいております。当該定時株主総会終結時点で対象となる監査等委員である取締役の員数は、4名(うち社外取締役3名)であります。

②第37期定時株主総会(2017年9月27日開催)

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額は、年額6億円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)とすることを決議いただいております。当該定時株主総会終結時点で対象となる取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は、10名(うち社外取締役0名)です。また、株式報酬型ストック・オプションに関する報酬額は、上記とは別枠で、年額4億円以内、新株予約権の目的である株式の数の上限を年320,000株(なお、2019年9月1日付で行った1株を4株とする株式分割により、上記「新株予約権の目的である株式の数」は調整されております。)とすることを決議いただいております。当該定時株主総会終結時点で対象となる取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)の員数は、10名であります。

2. 上表の取締役の業績連動報酬等には、本定時株主総会の終了後に支給する予定の当事業年度に係る業績連動型金銭報酬(年次賞与)の支給見込額を記載しております。

ロ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金

当社は、2014年9月26日開催の第34期定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続いて在任する取締役及び監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時以降に支給することを決議しております。

なお、当事業年度中に支給した役員退職慰労金はありません。

ハ. 社外役員が親会社等及び子会社等から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

ニ. 当事業年度における取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

2025年6月期にかかる当社の取締役の個人別の報酬等の内容について、当社の指名・報酬委員会に諮問を行い、その答申を受けて取締役会において決議しております。

ただし、基本報酬に関しては、取締役会で別途決定する上限額・下限額の範囲内で、その最終的な金額を決定するという権限を、また、業績連動型金銭報酬（年次賞与）に関しては、個人業績連動部分の支給率を最終的に決定する権限を、当社の取締役会は代表取締役社長CEO（吉田直樹）に委任しました。権限を委任した理由は、個々の取締役の役割・責任の大きさや難易度・貢献度等を鑑みて、迅速な意思決定を行うためには、代表取締役社長に委任することが最も適していると判断したためであります。

取締役会は、当該権限が適切に行使されるよう、代表取締役社長は、当社の取締役の個人別の報酬等の額を決定するに際して、指名・報酬委員会を通じ独立社外取締役とも十分協議を行わなければならないこととしました。

ホ. 当事業年度における取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

2025年6月期にかかる当社の取締役の個人別の報酬等の内容について、下記（へ）に記載した指名・報酬委員会の活動を通じた独立社外取締役と代表取締役社長との協議において、取締役の個人別の報酬等の決定方針との整合性が確認されていることを踏まえ、当社の取締役会は、当該内容が当社の取締役の個人別の報酬等の決定方針に沿うものであると判断しました。

なお、監査等委員である取締役の報酬については、株主総会で決議された報酬額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

へ. 当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等の決定過程における指名・報酬委員会の活動状況

2025年6月期にかかる当社の取締役の個人別の報酬等の決定過程における指名・報酬委員会の審議は、2024年7月、8月（2回）、9月、10月、11月、2025年3月（2回）、4月の計9回開催し、各回に委員長・委員の全員が出席、出席率は100%でした。

当事業年度の指名・報酬委員会の構成及び取締役の個人別の報酬等に関する主な審議事項等は以下のとおりです。

<指名・報酬委員会の構成>

委員長（社外）：西谷取締役

委員（社外）：吉村取締役

委員（社内）：吉田代表取締役社長

<指名・報酬委員会の取締役の個人別の報酬等に関する主な審議事項等>

- ・役員報酬制度に関する審議
- ・2025年6月期業績連動型金銭報酬（年次賞与）の業績評価および支給額に関する審議
- ・2025年6月期業績連動型金銭報酬（年次賞与）のインセンティブカーブに関する審議
- ・当社の取締役の個人別の報酬等の決定方針に関する審議
- ・個人業績評価方法に関する審議
- ・開示事項の審議 等

ト. 取締役の個人別の報酬等の決定方針の決定方法及び内容の概要

当社は、取締役等の指名や報酬等に関する評価・決定プロセスにおける公平性、客観性、透明性の強化を図り、コーポレートガバナンス体制をより一層充実させるため、取締役会の任意の諮問機関として指名・報酬委員会を設置しております。

当社の指名・報酬委員会の役割は、取締役会の諮問に応じ、取締役の選任及び解任に関する事項、代表取締役等の選定及び解職に関する事項、取締役等の報酬等に関する事項、その他取締役会が諮問した事項について審議し、答申を行うこととしております。

また、指名・報酬委員会の構成は、委員3名以上で、かつ、その過半数は独立社外取締役で構成されます。なお、委員長は取締役会の決議によって独立社外取締役の委員の中から選任することとしております。

当社取締役の個人別の報酬等の決定方針の内容の概要は以下a～cのとおりです。

a. 役員報酬制度の基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能するように株主利益を考慮した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各取締役の職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

b. 役員報酬制度の体系

当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬体系は、月例の固定金銭報酬としての基本報酬、及び短期のインセンティブ報酬としての業績連動型金銭報酬（年次賞与）、株主利害の共有を目的とした株式報酬型ストック・オプション（非金銭報酬）から構成しております。当社の社外取締役の報酬体系は、その役割を鑑み、基本報酬のみとしております。また、当社の監査等委員である取締役の報酬体系は、その役割を鑑み、基本報酬のみとしております。

基本報酬は、月例の固定金銭報酬とし、各取締役の役位及び、職責に応じて、当社と同規模の他社における役員報酬の水準、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

短期のインセンティブ報酬としての業績連動型金銭報酬（年次賞与）は、代表取締役においては、単年度の会社業績に連動する報酬とし、当社においては本業における収益向上の観点から業績連動（KPI）を「連結営業利益」とします。なお、KPIである2025年6月期の「連結営業利益」の目標額は1,500億円であり、その実績額は1,623億円となります。

また、支給額はその予算達成度に基づき決定されるものとし、予算達成度に応じて、0%~150%の比率で変動するものとしております。さらに、代表取締役以外の取締役に於いては、前述する代表取締役と同様の全社業績連動部分を50%とし、それに加え、個人業績連動部分を50%といたします。

個人業績連動部分は、予算達成を基準に査定することを原則として、指名・報酬委員会にて審議を行い、最終的に代表取締役社長が0%~150%の範囲内で支給率を決定いたします。

株式報酬型ストック・オプションは過去の付与実績等を考慮のうえ、都度付与の必要性を判断するため、その割合やその支給時期を明確に定めておりません。ただし、当社の株式報酬型ストック・オプションの付与頻度等は、適切な役員報酬制度のあり方の中で今後継続的に検討してまいります。

また、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）の報酬構成の割合につきましては、基本報酬である固定報酬70%、短期のインセンティブ報酬としての業績連動型報酬（年次賞与）30%を基準として設計するものとします。

なお、当社の報酬などの支給時期に関しましては、基本報酬である固定報酬は、月次で支給し、短期のインセンティブ報酬としての業績連動型金銭報酬（年次賞与）は、会社業績が確定したのち、定時株主総会終了後に支給いたします。

c. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方法に関する方針

当社の取締役の個人別の報酬等の内容の決定について、当社の指名・報酬委員会に諮問を行い、その答申を受けて取締役会において決議しております。

ただし、代表取締役社長以外の取締役の基本報酬に関しては、取締役会で別途決定する上限額・下限額のもと、個々の取締役の役割・責任の大きさを鑑みて、その最終的な金額を決定するという権限を、また、業績連動型金銭報酬（年次賞与）に関しては、難易度・貢献度等を鑑みて、個人業績連動部分の支給率を最終的に決定する権限を、代表取締役社長に委任するものとします。委任した権限が適切に行使されるよう、指名・報酬委員会を通じ独立社外取締役とも十分協議を行わなければならないこととしております。

③社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役の久保勲氏は株式会社ファミリーマートの取締役専務執行役員CSOや顧問等を歴任していましたが、2021年6月に同社の職務を離れております。また、同社は2021年9月に保有していた当社株式の一部を売却しており、当社の主要株主に該当しなくなりました。そのため、同氏は、当社に対し十分な独立性を有していると考えております。

監査等委員である社外取締役の吉村泰典氏は、mederi株式会社の社外取締役であります。当社は同社が提供するオンラインピル処方サービス「mederi for biz（メデリフォービズ）」を福利厚生として、国内グループ会社の女性社員及び社員のパートナーを対象に、低用量ピル服用にかかる費用の補助をしております。これは、女性の働きやすい環境づくりの一環として、女性社員の心身の健康維持をサポートし、能力をさらに発揮しやすい職場づくりを提供することができると考え導入しております。また、その費用は6百万円程度（当社連結売上高及び販管費の0.01%未満）と僅少であることから、同氏は、当社に対し十分な独立性を有していると考えております。

上記以外の各社外役員の重要な兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 久保 勲	当事業年度に開催された取締役会13回のうち11回に出席いたしました。主に企業経営に長年携わってきた見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特に経営戦略について客観的な立場から監督、助言等を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役（監査等委員） 吉村 泰典	当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回に出席いたしました。主に内閣官房参与等の要職を歴任されている経験から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特に女性活躍推進や福利厚生について客観的な立場から監督、助言を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、当事業年度に開催された監査等委員会14回のうち13回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に対する重要事項に関する協議などを適宜行っております。
取締役（監査等委員） 西谷 順平	当事業年度に開催された取締役会13回全てに出席いたしました。主に大学の経営学部教授としての専門知識と幅広い経験から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特に会計や経済について客観的な立場から監督、助言を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、当事業年度に開催された監査等委員会14回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に対する重要事項に関する協議などを適宜行っております。
取締役（監査等委員） 加茂 正治	当事業年度に開催された取締役会13回全てに出席いたしました。コンサルティング会社や事業会社において要職を歴任され、企業経営に長年携わってきた経験から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特に企業経営について客観的な立場から監督、助言を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、当事業年度に開催された監査等委員会14回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に対する重要事項に関する協議などを適宜行っております。
取締役（監査等委員） 小野 貴樹	2024年9月27日の就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回全てに出席いたしました。銀行において要職を歴任され、財務・金融分野における豊富な経験から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特に財務や金融について客観的な立場から監督、助言を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、2024年9月27日の就任以降、当事業年度に開催された監査等委員会10回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に対する重要事項に関する協議などを適宜行っております。

	出席状況、発言状況及び 社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
取締役（監査等委員） 岸 本 尚 子	2024年9月27日の就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回全てに出席いたしました。弁護士としての高度の専門知識と幅広い経験及びグローバルな取引を展開する企業での経験から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特に法務について客観的な立場から監督、助言を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、2024年9月27日の就任以降、当事業年度に開催された監査等委員会10回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に対する重要事項に関する協議などを適宜行っております。

④役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、当社及び国内子会社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）及び監査役（当事業年度に在任していたものを含む。）、当社の執行役員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約により、被保険者が負担することになる第三者訴訟、株主代表訴訟及び会社訴訟において発生する争訟費用及び損害賠償金を填補するものであり、1年毎に契約更新しております。

なお、当該保険契約では、被保険者の犯罪行為や、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に関する当該被保険者自身の損害などは填補の対象外としており、また、補填額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(4)会計監査人の状況

①名称	UHY東京監査法人
②当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	93百万円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	277百万円

- (注) 1. 当社は会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額には金融商品取引法に基づく監査報酬等の額を含めて記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3. 当社の重要な子会社のうち、海外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

③会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況等

(1)業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(最終改定日：2021年10月1日)

①取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 取締役は平素より法令遵守に基づいた経営を目指し、当社及びグループ会社に法令遵守の精神が徹底されるよう引き続き率先して行動する。
- 2) 取締役の適正な職務執行を図るため、社外取締役を継続して選任し、取締役の職務執行の監督機能を向上させるとともに、社外取締役を含む監査等委員会が、取締役（監査等委員である取締役を除く。）と独立した立場から、公正で透明性の確保された監査を徹底する。
- 3) コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス（法令遵守）及び内部統制に関する事項を統括せしめる。また、コンプライアンス委員会は、弁護士などの外部有識者と連携し、高い倫理観に則った事業活動を確保し、企業統治体制とその運営の適法性をも確保する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 1) 株主総会議事録、取締役会議事録及び重要な会議の議事録、並びにこれらの関連資料を保存し、管理するための担当部署をおき、これらを10年間保存し、必要に応じて閲覧が可能な状態を維持する。
- 2) 社内の情報ネットワークセキュリティ向上のためのツールの導入及び「情報セキュリティ管理規程」の適時適切な見直しを行い、社内における情報の共有を確保しつつ、その漏洩を防止する体制を確保する。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) コンプライアンス委員会は、グループ会社も含めた組織横断的なコンプライアンス上のリスクの分析と評価を実施し、リスク対応について検討を行う。
- 2) 業務マニュアル、諸規程の体系化及び業務の標準化を適時適切に行い、オペレーショナル・リスクの最適化を目指す。
- 3) 財務、仕入、販売、店舗及び法務等に係るリスクをコントロールするための組織・業務運営体制を適時適切に整備し、リスクの最適化を目指す。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 取締役の職務分掌と権限を明確にするため、組織体制に関し、関係諸規程の見直しや整備を適時適切に行う。
- 2) 経営環境の変化に応じ、組織・業務運営体制の随時見直しを行う。

- ⑤使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- 1) 取締役会の決議に基づきコンプライアンス委員会がコンプライアンスの推進・徹底を図る。
 - 2) コンプライアンス委員会は、コンプライアンスに関する事項の教育を含めた企画立案を行い、コンプライアンス委員会の指示に基づき、コンプライアンス委員会事務局がその運営を行う。
 - 3) 法令及び社内ルールに関して疑義のある行為について、従業員及び当社グループの取引先が社外機関及び社内の専門部署へ直接通報できる「コンプライアンスホットライン」制度を設置し、同制度が有効に機能するよう同制度の周知を徹底する。また、同制度の運用にあたっては、通報者に不利益が及ぶことのないように、その保護を最優先事項とする。
- ⑥当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 1) グループ会社各社の業務の遂行状況について、適時適切に当社取締役会へ報告がされなければならない。
 - 2) グループ会社各社の業務の遂行の適正を確保するため「内部監査室」が、グループ会社各社と連携し、内部統制整備の実施状況を把握する。さらに、グループ全体の内部統制について、共通認識のもとに体制整備を行うべく、「コンプライアンス委員会」が必要に応じて指導や支援を実施する。
 - 3) グループ会社各社の適正な業務の遂行を図るために、「関係会社管理規程」を整備し、グループ会社各社の管理を行う。
- ⑦監査等委員会がその職務を補助すべき使用人をおくことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査等委員会の求めに応じ、監査等委員会の職務を補助するため、監査等委員会事務局を設置する。
- ⑧監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 1) 監査等委員会事務局スタッフについての人事（処遇や懲罰を含む）については、事前に監査等委員会に報告しなければならない。
 - 2) 監査等委員会事務局スタッフが他部署の業務を兼務する場合、監査等委員会より監査業務に必要な指示を受けた際には、当該指示を優先して従事するものとする。また、兼務する他部署の上長は、当該指示の遂行にあたって要請があった場合は、必要な支援を行う。
- ⑨取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制
- 1) 内部監査室は内部統制整備の実施状況について、適時適切に監査等委員会に対し報告を行う。

- 2) 当社及びグループ会社各社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び従業員は、当社及びグループ会社各社の事業に影響を与える、あるいは与えるおそれのある重要事項について、監査等委員会に速やかに報告するものとする。
- 3) 当社及びグループ会社各社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び従業員は、監査等委員会及び監査等委員会事務局から会社の業務の実施、財産の状況等について報告を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。
- 4) 上記各項に係る報告をしたことを理由として、当社監査等委員会に報告を行った者に対して不利な取扱いをすることを禁止する。

⑩その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 監査等委員会と取締役（監査等委員である取締役を除く。）及びグループ会社各社の取締役、監査役との意思疎通を図る機会を設け、監査の実効性を確保する。監査等委員会は内部監査室と緊密な連携を保ち、内部監査報告書を閲覧して、社内諸規程に対する準拠性の監査を補完するものとする。また、会計監査人から監査報告書を受領した場合には、その報告の内容が相当であることを確認しなければならない。
- 2) 「コンプライアンスホットライン」制度の運用状況について、定期的に監査等委員会に報告するものとする。
- 3) 監査等委員である取締役がその職務の執行について必要となる費用の支払いを請求したときは、速やかにこれに応じるものとする。

(2)業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における、内部統制システムの整備の基本方針に基づく運用状況の概要は、以下のとおりです。

①取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社グループにおける業務の適正を確保するために「内部統制システムの整備の基本方針」を定めるとともに、業務マニュアル、諸規程の体系化及び業務標準化を適時適切に整備することにより、業務の適正を確保するとともに企業価値の向上に努めております。

また、每期継続的に内部統制システムの整備及び運用状況のモニタリングを実施しております。さらにモニタリングの結果等を踏まえて、内部統制システムの改善及び強化に継続的に取り組んでおります。2021年10月1日付で当社取締役会においてこれらも踏まえた「内部統制システムの整備の基本方針」の見直しを行い、決議いたしました。

②コンプライアンス体制及び損失の危険の管理の体制

コンプライアンス担当役員を任命し、コンプライアンス（法令遵守）及び内部統制に関する事項を統括せしめ、またコンプライアンス担当役員は、コンプライアンス委員会及び弁護士などの外部有識者と連携し、当社グループ会社も含めた組織横断的なコンプライアンス上のリスクの分析と評価及びコンプライアンスに関する事項の教育を実施しております。

また、法令や社内ルールに関して疑義のある行為について、従業員及び当社グループの取引先が社外機関及び社内内の専門部署へ直接通報できる「コンプライアンスホットライン」制

度を設置し、同制度の内容はコンプライアンス委員会にて審議を行い、その内容を適時適切に当社取締役会及び監査等委員会に報告をしております。さらに、会計については、会計監査人による定期的な監査が行われ、法務については弁護士、税務については税理士から、適時に助言や指導をいただいております。

③当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループ会社各社の業務の遂行状況について、適時適切に当社取締役会及び監査等委員会へ報告がされ、また内部監査室が、グループ会社各社と連携し、内部統制整備の実施状況について把握しております。さらに、グループ全体の内部統制について、共通認識のもとに体制整備を行うべく、コンプライアンス委員会が必要に応じて指導や支援の実施をしております。また、グループ各社の適正な業務の遂行を図るために、「関係会社管理規程」を整備し、グループ会社各社の管理を行っております。

④その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会と取締役（監査等委員である取締役を除く。）及びグループ会社各社の取締役、監査役との意思疎通を図る機会を設け、当社及びグループ会社各社の事業に影響を与える、あるいは与えるおそれのある重要事項について、監査等委員会に速やかに報告を行うことにより監査の実効性を確保しております。

また、監査等委員会は内部監査室と緊密な連携を保ち、内部監査報告書を閲覧して、社内諸規程に対する準拠性を監査し、会計監査人から監査報告書を受領した場合には、その報告の内容について相当性の監査を実施しております。

(3)反社会的勢力への対応

当社グループは、以下のとおり、反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方を定め、社内体制を整備しております。

- ①当社グループは、反社会的勢力の不当要求等に応じず、また、取引先がこれらと関わる個人、企業及び団体等であることが判明した場合には取引を解消します。
- ②反社会的勢力からの不当要求等に毅然とした態度で対応するため、不当要求防止責任部署を「危機管理部」とし、社内教育研修や事案の対処を行います。
- ③「危機管理部」は、警察当局や弁護士等の外部専門機関と連携のもと、情報の収集を行います。また、社内には不当要求防止責任者を設置し、社内ネットワークの整備、事案発生時に迅速に対処できる社内体制を構築しております。

(注) 本事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満の端数を四捨五入して、比率については表示単位未満の端数を四捨五入して、それぞれ表示しております。

連結貸借対照表

(2025年6月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	527,990	流 動 負 債	441,593
現金及び預金	171,958	支払手形及び買掛金	194,883
受取手形及び売掛金	18,956	一年内返済予定長期借入金	56,375
割賦売掛金	57,749	一年内償還予定社債	20,650
営業貸付金	9,456	未払金	57,483
商品及び製品	224,902	リース債務	2,839
前払費用	9,476	未払費用	29,540
預け金	5,764	預り金	13,396
その他	35,367	未払法人税等	29,299
貸倒引当金	△5,637	ポイント引当金	1,598
固 定 資 産	983,036	契約負債	20,055
有形固定資産	717,985	その他	15,475
建物及び構築物	295,714	固 定 負 債	445,389
工具、器具及び備品	37,895	社債	170,425
土地	354,219	長期借入金	156,929
使用権資産	24,934	リース債務	35,370
その他	5,222	資産除去債務	32,077
無形固定資産	103,590	その他	50,588
のれん	62,853	負 債 合 計	886,982
その他	40,738	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	161,461	株 主 資 本	590,294
投資有価証券	37,901	資本金	23,689
長期前払費用	4,460	資本剰余金	17,810
退職給付に係る資産	18,355	利益剰余金	629,753
繰延税金資産	28,042	自己株式	△80,957
敷金保証金	68,226	その他の包括利益累計額	15,460
その他	5,617	その他有価証券評価差額金	3,161
貸倒引当金	△1,140	為替換算調整勘定	11,656
資 産 合 計	1,511,026	退職給付に係る調整累計額	643
		新 株 予 約 権	2,080
		非 支 配 株 主 持 分	16,210
		純 資 産 合 計	624,044
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	1,511,026

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

連結損益計算書

(2024年 7 月 1 日から
2025年 6 月30日まで)

(単位:百万円)

科 目	金 額
売上高	2,246,758
売上原価	1,530,025
売上総利益	716,733
販売費及び一般管理費	554,437
営業利益	162,296
営業外収益	
受取利息及び受取配当金	1,326
持分法による投資利益	615
違約金の収入	519
その他	5,788
営業外費用	
支払利息及び社債利息	6,403
為替差損	4,619
その他	981
経常利益	12,002
特別利益	
固定資産売却益	216
店舗閉鎖損失引当金戻入	798
その他	10
特別損失	
減損損失	18,467
固定資産除却損失	1,507
店舗閉鎖損失	1,745
災害による損失	52
その他	884
税金等調整前当期純利益	22,655
法人税、住民税及び事業税	136,910
法人税等調整額	48,276
当期純利益	△2,718
非支配株主に帰属する当期純利益	91,352
親会社株主に帰属する当期純利益	840
	90,512

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2024年 7 月 1 日から
2025年 6 月30日まで)

(単位:百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	23,358	17,659	559,538	△80,956	519,778
当連結会計年度変動額					
新株の発行	151	151			302
剰余金の配当			△20,297		△20,297
親会社株主に帰属する 当期純利益			90,512		90,512
自己株式の取得				△1	△1
連結子会社の増資による 持分の増減					
連結子会社の減少による 非支配株主持分の増減					
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	151	151	70,215	△1	70,516
当連結会計年度末残高	23,689	17,810	629,753	△80,957	590,294

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株 主持分	純 資 産 計 合
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当連結会計年度期首残高	2,126	13,857	733	16,716	1,442	9,066	547,003
当連結会計年度変動額							
新株の発行							302
剰余金の配当							△20,297
親会社株主に帰属する 当期純利益							90,512
自己株式の取得							△1
連結子会社の増資による 持分の増減						6,120	6,120
連結子会社の減少による 非支配株主持分の増減						△86	△86
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額(純額)	1,036	△2,201	△90	△1,256	638	1,111	492
当連結会計年度変動額合計	1,036	△2,201	△90	△1,256	638	7,144	77,041
当連結会計年度末残高	3,161	11,656	643	15,460	2,080	16,210	624,044

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

連結子会社の数

73社

連結子会社の名称

株式会社ドン・キホーテ

ユニー株式会社

株式会社長崎屋

UDリテール株式会社

日本アセットマーケティング株式会社

株式会社パン・パシフィック・インターナショナル

ファイナンシャルサービス

株式会社UCS

日本商業施設株式会社

Pan Pacific Retail Management

(Singapore) Pte. Ltd.

Pan Pacific Retail Management

(Hong Kong) Co., Ltd.

Don Quijote(USA)Co., Ltd.

MARUKAI CORPORATION

QSI, Inc.

Gelson's Markets

その他連結子会社59社

当連結会計年度において、Mikuni Restaurant Group, Inc. の全株式を取得したため、連結の範囲に含めております。また、新規設立によりVanshow USA Co. 及びVanshow Californiaの2社を新たに連結の範囲に含めております。

当連結会計年度において、3社を清算終了したため、連結の範囲から除外しております。

② 非連結子会社の状況

非連結子会社等の数

11社

非連結子会社11社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）はいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

持分法適用の関連会社の数	2社
持分法適用会社の名称	アクリーティブ株式会社 カネ美食品株式会社

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社

非連結子会社11社及び関連会社5社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体として重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、Don Quijote(USA)Co., Ltd. 他25社については決算日が連結決算日と異なりますが差異が3カ月を超えないため当該子会社の計算書類を使用しております。

ただし、決算日から連結決算日6月30日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

連結子会社のうち、7社については決算日が連結決算日と異なり決算日の差異が3カ月を超えることから、決算に準じた仮決算に基づく計算書類を使用しております。

連結子会社のうち、日本アセットマーケティング株式会社他13社については決算日が連結決算日と異なりますが、より適切な経営情報を把握するため、連結決算日における仮決算に基づく計算書類を使用しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

ロ. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

- ハ. 棚卸資産の評価基準及び評価方法
商品
- 主に移動平均法による原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下の方法によって算定)
ただし、生鮮食品は主に最終仕入原価法による原価法
- ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- イ. 有形固定資産
(リース資産及び使用権資産を除く)
定率法を採用しております。
ただし、当社及び国内連結子会社は、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。
また、ユニー株式会社他4社及び在外連結子会社は定額法を採用しております。
なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法の規定によっております。
- ロ. 無形固定資産
定額法
(リース資産を除く)
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
- ハ. リース資産及び使用権資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- ニ. 長期前払費用
定額法
- ③ 繰延資産の処理方法
- イ. 株式交付費
支出時に全額費用として処理しております。
- ロ. 社債発行費
支出時に全額費用として処理しております。
- ④ 重要な引当金の計上基準
- イ. 貸倒引当金
売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率及び過去の実績率等を勘案した所定の基準により計上しております。
また、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
在外連結子会社については、主として特定の債権について、回収不能見込額を計上しております。

ロ. ポイント引当金
クレジットカード会員等に付与されたポイントの使用による費用発生に備えるため、使用実績率等に基づき利用されると見込まれるポイントに対しポイント引当金を計上しております。

⑤ 退職給付に係る会計処理の方法

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

なお、当連結会計年度末における年金資産の額が退職給付債務の額を超過しているため、退職給付に係る資産として投資その他の資産に計上しております。

⑥ 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生ずる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

イ. 商品販売

国内事業、北米事業及びアジア事業における商品の販売については顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。

なお、商品の販売のうち、当社及び連結子会社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する商品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

ロ. テナント賃貸

国内事業、北米事業及びアジア事業においては、複合型商業施設や店舗の一部を賃貸しており、賃貸取引については企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」等に従い収益を認識しております。

ハ. 金融収益

国内事業における金融収益は、金融サービスから生ずるクレジット手数料等であり、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」等に従い収益を認識しております。

⑦ 連結計算書類の作成の基礎となった連結会社の計算書類の作成に当たって採用した重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結会計年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外連結子会社の資産及び負債は、在外連結子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

⑧ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果の発現する期間を合理的に見積り、当該期間にわたり定額法により償却しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

1. 棚卸資産の評価損

- (1) 当連結会計年度の連結損益計算書に計上した金額
(単位：百万円)

	当連結会計年度
売上原価に含まれる 棚卸資産評価損	1,776

なお、連結貸借対照表上の商品及び製品の帳簿価額は224,902百万円になります。

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 棚卸資産の評価損の金額の算出方法

棚卸資産の評価損の計上については、正味売却価額が帳簿価額を下回った場合、その差額を棚卸資産の評価損として計上しております。また、正常な営業循環過程から外れた滞留商品在庫については、定期的に簿価を切り下げる方法によって評価損を計上しております。

② 重要な会計上の見積りに用いた主要な仮定

正常な営業循環過程から外れた滞留商品在庫の評価損の算定にあたっては、商品回転率が一定の値以下となった商品を対象として抽出し、当該商品が属する商品群の過去の販売実績、在庫数量及び今後の販売計画等に基づいて定めた減価率により、定期的に帳簿価額を切り下げる方法により評価しております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

上記の見積り及び仮定は、市場環境の悪化や消費者志向及び生活様式の変化等により影響をうけることから不確実性が大きく、今後の状況によっては、翌連結会計年度に追加の棚卸資産評価損が発生する可能性があります。

2. 固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結損益計算書に計上した金額

(単位：百万円)

	当連結会計年度
減損損失	18,467

なお、連結貸借対照表上の有形固定資産の帳簿価額は717,985百万円、無形固定資産の帳簿価額は103,590百万円になります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 減損損失の金額の算出方法

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位のグルーピングとして、各店舗又は事業部を基本単位とし、賃貸不動産及び遊休資産については、個々の物件単位ごとに減損の兆候の判定を行い、減損の兆候があると認められる場合には、減損損失の認識の可否を判断し、その結果、減損対象となった各資産については回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失としております。

減損の兆候の判定は、経営環境の著しい悪化等により収益性の低下が認められる店舗や営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなる店舗、市場価格が著しく下落した物件及び店舗、新規出店店舗及び新規出店予定店舗のうち、当初の収支計画よりも営業活動から生ずる損益がマイナスとなり、継続して営業活動から生ずる損益がマイナスとなることが予想される店舗を減損の兆候があるものと判定しております。

減損損失の認識の可否については、減損の兆候がある店舗及び物件のうち、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合は減損損失の認識が必要と判断しております。

各資産の回収可能価額は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い価額とし、正味売却価額については、不動産鑑定士による鑑定評価額等に基づいて算出しております。

② 重要な会計上の見積りに用いた主要な仮定

当社グループは、過去の実績をベースに商圈の変化や競合店舗の影響、経営環境等を考慮し、各店舗の将来売上高及び営業損益を予測し、将来キャッシュ・フローの算定を行っております。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

上記の見積り及び仮定は、将来の経営環境や市場動向の変化により影響をうけることから不確実性が大きく、今後の状況によっては、翌連結会計年度に追加の減損損失が発生する可能性があります。

3. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結貸借対照表に計上した金額

(単位：百万円)

	当連結会計年度
繰延税金資産	28,042

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①繰延税金資産の金額の算出方法

当社グループは、「税効果会計に係る会計基準」及び「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」等の基準に基づき、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、各社ごとに予測される将来課税所得の見積りに基づき回収可能性を判断し算出しております。

②重要な会計上の見積りに用いた主要な仮定

将来課税所得の見積りについては、各社ごとの過去の実績をベースに個別の営業施策や顧客動向の変化等の影響を考慮し算定しております。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

上記の見積り及び仮定は、将来の経営環境や市場動向の変化により影響をうけることから不確実性が大きく、今後の状況によっては、翌連結会計年度に繰延税金資産が変動し、法人税等調整額に影響を及ぼす可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

現金及び預金	2,651百万円
商品及び製品	526百万円
建物及び構築物	742百万円
土地	2,190百万円
その他	342百万円
合計	6,451百万円

② 担保に係る債務

流動負債「その他」	67百万円
固定負債「その他」	797百万円
合計	864百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

326,048百万円

(3) 債権流動化による遡及義務

5,775百万円

(4) 当社及び連結子会社においては、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行39行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越契約の総額	36,910百万円
借入実行残高	—
差引額	36,910百万円

- (5) 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行3行と貸出コミットメントライン契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	30,000百万円
借入実行残高	—
差引額	30,000百万円

- (6) 当社の連結子会社である株式会社UCSにおいては、クレジットカード業務に附帯するキャッシング業務等を行っており、当該業務における貸出コミットメントに係る貸出未実行残高は次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	511,430百万円
貸出実行額	9,219百万円
差引残額	502,211百万円

なお、上記の貸出コミットメントにおいては、そのほとんどがクレジットカードの附帯機能であるキャッシングサービスとして株式会社UCSの会員に付与しているものであるため、必ずしも貸出未実行額の全額が貸出実行されるものではありません。

- (7) 16金融機関と総額20,000百万円のシンジケートローン契約を締結しており、本契約には、連結の貸借対照表の純資産の部の金額より算出される一定の指標等を基準とする財務制限条項が付加されております。

なお、これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入残高は、次のとおりであります。

シンジケートローン契約による借入残高	20,000百万円
--------------------	-----------

5. 連結損益計算書に関する注記

(1) 期末棚卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次の棚卸資産評価損が売上原価に含まれております。 1,776百万円

(2) 減損損失の内訳

当連結会計年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失
北海道	店舗設備	建物及び構築物・工具、器具及び備品	546百万円
関東	店舗設備	建物及び構築物・工具、器具及び備品・土地・無形固定資産（その他）・長期前払費用	1,063百万円
中部	店舗設備	建物及び構築物・工具、器具及び備品	138百万円
近畿	店舗設備	建物及び構築物・工具、器具及び備品	736百万円
アジア	店舗設備	建物及び構築物・工具、器具及び備品・無形固定資産（その他）	1,029百万円
北米	店舗設備	建物及び構築物・工具、器具及び備品・有形固定資産（その他）・土地・使用権資産・無形固定資産（その他）	14,955百万円
合計			18,467百万円

当社グループは、各店舗または事業部を基本単位としてグルーピングしております。また、賃貸不動産及び遊休資産については、個々の物件をグルーピングの最小単位としております。

当連結会計年度において、収益性の低下または営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなる店舗について各資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（建物及び構築物 13,060百万円、工具、器具及び備品 2,383百万円、有形固定資産（その他）2百万円、土地 109百万円、使用権資産 1,946百万円、無形固定資産（その他）962百万円、長期前払費用 6百万円）として特別損失に計上しました。なお、当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い価額としております。正味売却価額については、不動産鑑定士による鑑定評価額等に基づいて算出しており、使用価値については、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるものは、回収可能価額をゼロとして評価し、それ以外については将来キャッシュ・フローを5.1%で割り引いて算定しております。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	635,028,540株	324,800株	一株	635,353,340株

(注) 増加数の内訳は、次のとおりであります。

ストック・オプションの権利行使による増加 324,800株

(2) 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	38,073,252株	169株	一株	38,073,421株

(注) 増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取による増加 169株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ. 2024年9月27日開催第44期定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 14,924百万円
- ・ 1株当たり配当額 25.00円
- ・ 基準日 2024年6月30日
- ・ 効力発生日 2024年9月30日

(注) 1株当たり配当額には、当社グループ総売上高2兆円達成による記念配当9円が含まれております。

ロ. 2025年2月13日開催取締役会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 5,374百万円
- ・ 1株当たり配当額 9.00円
- ・ 基準日 2024年12月31日
- ・ 効力発生日 2025年3月25日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2025年9月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

・配当金の総額	15,529百万円
・配当の原資	利益剰余金
・1株当たり配当額	26.00円
・基準日	2025年6月30日
・効力発生日	2025年9月29日

(4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）

	第1回株式報酬型 新株予約権	第2回株式報酬型 新株予約権	第3回株式報酬型 新株予約権
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	2,400株	2,400株	20,000株

	第4回株式報酬型 新株予約権	第5回株式報酬型 新株予約権	第1回有償 新株予約権
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	40,000株	80,000株	1,240,800株

	第7回株式報酬型 新株予約権
目的となる株式の種類	普通株式
目的となる株式の数	16,400株

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な安全性の高い金融商品に限定し、また、資金調達については銀行借入等による方針であります。デリバティブ取引は、将来の金利及び為替の変動リスク回避を目的としております。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、主にクレジット会社等に対するものであり、信用リスクに晒されております。クレジット会社等については信用リスクはほとんどないと認識しております。その他に対するものについては、モニタリング等により個別に管理しております。

割賦売掛金や営業貸付金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されておりますが、当該リスクに対して、与信審査、与信限度額及び信用情報管理等与信管理に対する体制を整備し、運営しております。

有価証券は、市場価格の変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等に晒されておりますが、当該リスクに対して、有価証券管理規程に基づき、管理及び運用を行うとともに、重要性の高い取引については投資委員会で審議を行った後、取締役会での決裁を行うこととしております。

リース債務は、使用権資産の取得に係るものであり、流動性リスクに晒されております。

長期借入金及び社債は、主に設備投資に係る資金調達及び運転資金を目的としたものであります。外貨建の長期借入金の一部については、為替変動リスクに晒されておりますが、為替の変動による損失を回避するために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利通貨スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、有価証券管理規程に基づき、管理及び運用を行うとともに、重要性の高い取引については投資委員会で審議を行った後、取締役会での決裁を行うこととしております。なお、取引相手先は高格付けを有する金融機関に限定しているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰り計画表を作成するなどの方法により管理しております。

敷金保証金は、主に店舗の賃借に伴う敷金保証金であります。これらは、差し入れ先の信用リスクに晒されておりますが、賃貸借契約に際し差し入れ先の信用状況を把握するとともに、定期的にモニタリングを行い、信用度を個別に管理しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年6月30日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません（(注)参照）。また、「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」、「預け金」、「支払手形及び買掛金」、「未払金」、「未払費用」、「預り金」及び「未払法人税等」については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 割賦売掛金	57,749		
貸倒引当金(※1)	△4,484		
割賦利益繰延(※2)	△213		
	53,053	60,086	7,034
(2) 営業貸付金	9,456		
貸倒引当金(※1)	△783		
	8,673	10,801	2,128
(3) 投資有価証券			
① 其他有価証券	17,498	17,498	—
② 関係会社株式	12,510	12,674	164
(4) 敷金保証金	68,226		
貸倒引当金(※1)	△878		
	67,348	66,749	△600
資産計	159,081	167,808	8,726

	連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 一年内返済予定長期借入金	56,375	56,341	△34
(2) 一年内償還予定社債	20,650	20,597	△53
(3) リース債務（流動負債）	2,839	2,847	9
(4) 社債	170,425	168,590	△1,835
(5) 長期借入金	156,929	156,220	△709
(6) リース債務（固定負債）	35,370	35,176	△194
負債計	442,587	439,771	△2,816
デリバティブ取引(※3)	(530)	(530)	—

(※1) それぞれに対応する貸倒引当金を控除しております。

(※2) 割賦売掛金に係る割賦利益繰延（負債勘定）を控除しております。

(※3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

(注) 市場価格のない株式等は、「(3) 投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりです。

区分	当連結会計年度 （百万円）
投資有価証券	
非上場株式	2,158
非連結子会社及び関連会社株式	5,735

(3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年内 (百万円)	1年超5年内 (百万円)	5年超10年内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	171,958	—	—	—
受取手形及び売掛金	18,956	—	—	—
割賦売掛金(注)1	28,645	16,158	5,487	—
営業貸付金	4,985	4,437	34	—
預け金	5,764	—	—	—
敷金保証金(注)2	1,695	5,352	4,344	3,153
合計	232,001	25,947	9,865	3,153

(注) 1. 割賦売掛金のうち、償還予定額が見込めない債権は含めておりません。

2. 敷金保証金のうち、回収予定が確定しているもののみ記載しており、回収期日を把握できないものについては、回収予定額には含めておりません。

(4) 社債、長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

	1年内 (百万円)	1年超 2年内 (百万円)	2年超 3年内 (百万円)	3年超 4年内 (百万円)	4年超 5年内 (百万円)	5年超 (百万円)
社債	20,650	64,425	10,000	58,000	—	38,000
長期借入金	56,375	37,565	20,308	5,194	41,348	52,514
リース債務	2,839	3,261	2,882	2,440	2,536	24,251
合計	79,863	105,250	33,191	65,634	43,884	114,765

(5) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	17,498	—	—	17,498
資産計	17,498	—	—	17,498
デリバティブ取引 通貨関連	—	2	—	2
金利通貨関連	—	528	—	528
負債計	—	530	—	530

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
割賦売掛金	—	60,086	—	60,086
営業貸付金	—	10,801	—	10,801
投資有価証券				
関係会社株式				
株式	12,674	—	—	12,674
敷金保証金	—	66,749	—	66,749
資産計	12,674	137,636	—	150,310
一年内返済予定長期借入金	—	56,341	—	56,341
一年内償還予定社債	—	20,597	—	20,597
リース債務 (流動負債)	—	2,847	—	2,847
社債	—	168,590	—	168,590
長期借入金	—	156,220	—	156,220
リース債務 (固定負債)	—	35,176	—	35,176
負債計	—	439,771	—	439,771

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

金利スワップ及び為替予約の時価は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル2の時価に分類しております。

割賦売掛金、営業貸付金

これらの時価は、回収可能性を加味した元利金の見積将来キャッシュ・フローを市場金利に債権の回収コスト（経費率）を加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、貸倒懸念債権については、時価は貸借対照表価額から貸倒見積額を控除した金額に近似しているものと想定されるため、当該価額を時価としております。

敷金保証金

敷金保証金は、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等の利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債（一年内償還予定を含む）

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額と、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金（一年内返済予定を含む）及びリース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 企業結合に関する注記

取得による企業結合

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 Mikuni Restaurant Group, Inc.
事業の内容 寿司レストランの運営

(2) 企業結合を行った主な理由

当社グループの北米事業における飲食事業の規模拡大及び効率化を図ることができ、また、ジャパンプランド商品のさらなる認知向上と消費拡大に寄与できると判断したためであります。

(3) 企業結合日

2025年4月1日

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

(5) 結合後企業の名称

変更はありません。

(6) 取得した議決権比率

企業結合直前に所有していた議決権比率	—%
企業結合日に取得した議決権比率	100%
取得後の議決権比率	100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

現金を対価として株式を取得したためであります。

2. 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間

Mikuni Restaurant Group, Inc. の決算日は12月31日であり、連結計算書類の作成にあたっては、2025年4月1日で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しており、当連結会計年度においては、貸借対照表のみを連結しております。

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金 10,592百万円
取得原価	10,592百万円

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等 682百万円

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん

10,050百万円

なお、のれんは、当連結会計年度末において、取得原価が未確定であり、また取得原価の配分が終了していないため、暫定的に算定した金額であります。

(2) 発生原因

取得原価が取得した資産及び引き受けた負債に配分された純額を上回ったため、その差額をのれんとして計上しております。

(3) 償却方法及び償却期間

13年間にわたる均等償却

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	666百万円
固定資産	3,452
資産合計	4,117
流動負債	1,842
固定負債	1,733
負債合計	3,576

7. 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

重要性が乏しいため、記載を省略しています。なお、影響額の算定については、監査証明を受けておりません。

8. 企業結合契約に定められた条件付取得対価の内容及び今後の会計処理方針

(1) 条件付取得対価の内容

取得の対価には、条件付対価を含めておりません。条件が成立した場合、最大6百万米ドルの条件付取得対価（アーンアウト対価）が発生する契約であり、現時点では確定しておりません。

(2) 今後の会計処理方針

取得対価の変動が生じた場合には、取得時に発生したものとみなして取得原価を修正し、のれんの金額及びのれんの償却額を修正することとしております。

9. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

①当該資産除去債務の概要

主に店舗用不動産の賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

②当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から1年～42年と見積り、割引率は0.00%～3.22%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

③当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	31,423百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	709百万円
時の経過による調整額	320百万円
資産除去債務の履行による減少額	△23百万円
資産除去債務の消滅による減少額	△28百万円
その他減少額	△12百万円
期末残高	32,389百万円

10. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用の商業施設（土地を含む）を有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時価
163,239	193,625

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）であります。

11. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			
	国内事業	北米事業	アジア事業	合計
(ディスカウントストア)				
家電製品	92,391	—	—	92,391
日用雑貨品	393,490	—	—	393,490
食品	613,713	—	—	613,713
時計・ファッション用品	182,209	—	—	182,209
スポーツ・レジャー用品	92,288	—	—	92,288
その他	21,998	—	—	21,998
(総合スーパー)				
衣料品	43,789	—	—	43,789
住居関連品	67,551	—	—	67,551
食品	313,828	—	—	313,828
その他	986	—	—	986
(海外)				
北米	—	257,088	—	257,088
アジア	—	—	91,037	91,037
顧客との契約から生じる収益	1,822,243	257,088	91,037	2,170,368
その他の収益 (注)	73,869	2,348	172	76,390
外部顧客への売上高	1,896,113	259,437	91,209	2,246,758

(注) その他の収益は、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」及び企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づく収益が含まれております。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ⑥ 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権及び契約負債の内容は以下の通りであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権		
売掛金	16,894	18,703
契約負債	18,966	20,055

契約負債は商品等の販売時に顧客に付与したポイント及び当社グループの電子マネーに事前入金された前受金等であり、期末時点において履行義務を充足していない残高であります。

ポイントについては付与された時点で契約負債が認識され、利用又は失効に伴い履行義務が充足され取り崩されます。

電子マネーについては入金された時点で契約負債が認識され、商品を引き渡した時点で履行義務が充足され取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、18,966百万円であります。また、当連結会計年度において、契約負債が1,089百万円増加した主な理由は、電子マネーへの事前入金額が499百万円、自社発行の商品券が498百万円増加したためであります。

②残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

1 2. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,014円19銭
(2) 1株当たり当期純利益	151円59銭

1 3. 重要な後発事象に関する注記

(株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更)

当社は、2025年8月18日開催の取締役会において、株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更ならびに株主優待制度の変更を行うことを決議いたしました。

(1) 株式分割の目的

投資単位当たりの金額を引き下げることにより、当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的としております。

(2) 株式分割の概要

① 分割の方法

2025年9月30日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、1株につき5株の割合をもって分割いたします。

② 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	635,370,940株
株式分割により増加する株式数	2,541,483,760株
株式分割後の発行済株式総数	3,176,854,700株
株式分割後の発行可能株式総数	9,360,000,000株

(注) 上記の発行済株式総数は、2025年7月31日現在の情報に基づいて記載しておりますが、株式分割の基準日までの間に、新株予約権の行使等により株式数が増加する可能性があります。

③ 分割の日程

基準日公告日	2025年9月12日
基準日	2025年9月30日
効力発生日	2025年10月1日

④ 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割が前連結会計年度の期首に行われたと仮定した場合の1株当たり情報は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年6月30日)	当連結会計年度 (2025年6月30日)
1株当たり純資産	179.74円	202.84円

	前連結会計年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)	当連結会計年度 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)
1株当たり当期純利益	29.73円	30.32円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	29.62円	30.19円

(3) 株式分割に伴う定款の一部変更

① 定款変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、2025年8月18日の取締役会決議により、2025年10月1日付をもって、当社定款6条の発行可能株式総数を変更いたします。

② 定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更後定款
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1,872,000,000株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>9,360,000,000株</u> とする。

③ 定款変更の日程

効力発生日 2025年10月1日

(4) 株主優待制度の変更

当社は、毎年6月30日または毎年12月31日時点の株主名簿にそれぞれ記載または記録された、100株以上保有する株主さまに対し当社グループの電子マネー「majica」のポイントを贈呈しておりますが、当該株式分割に伴い以下のとおり株主優待制度の変更をいたします。

① 変更の内容

(変更前)

保有株式数	優待内容
100株以上	2,000円分のmajicaポイントの贈呈

(変更後)

保有株式数	優待内容
100株以上300株未満	300円分のmajicaポイントの贈呈
300株以上500株未満	1,000円分のmajicaポイントの贈呈
500株以上	2,000円分のmajicaポイントの贈呈

② 変更の時期

2025年12月31日を基準日として株主名簿に記載または記録された株主さまに対する株主優待より、株式分割後の株式数を対象に、変更後の基準を適用いたします。

(5) その他

① 資本金の額の変更

今回の株式分割に際して、資本金の額の変更はありません。

② 新株予約権の行使価額の調整

今回の株式分割に伴い、当社発行の新株予約権の1株当たり行使価額を2025年10月1日以降、以下のとおり調整いたします。

	取締役会決議日	調整前行使価額	調整後行使価額
第1回有償新株予約権	2016年6月30日	925円	185円
第2回有償新株予約権	2022年10月3日	2,560円	512円

(注) 1. 第1回有償新株予約権の調整前行使価額は、2019年9月1日付で普通株式1株につき4株の株式分割を考慮した価額を記載しております。

2. 当社は、上記以外に株式報酬型新株予約権を複数発行しておりますが、当該各新株予約権の権利行使価額はいずれも1株当たり1円であり、また、当該各新株予約権の発行決議において、いずれも権利行使価額の調整に関して定めなかったことにより、今回の株式分割による権利行使価額の調整は発生いたしません。

(持分法適用関連会社による自己株式の取得)

当社の持分法適用関連会社でありましたカネ美食品株式会社は、発行済株式の一部を自己株式として2025年8月20日付で取得しております。

これに伴い、当社は同社の議決権の40.3%を保有することとなったため、実質支配力基準によりカネ美食品株式会社を連結子会社としております。

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称：カネ美食品株式会社

事業の内容：弁当・寿司・おにぎり・惣菜等の製造、販売

② 企業結合を行った主な理由

カネ美食品株式会社が行う総菜事業は今後高い成長を見込める事業であり、お互いの強みを活かすことにより、両社の企業価値の向上が見込めると判断したためであります。

- ③ 企業結合日
2025年8月20日（みなし取得日 2025年9月30日）
- ④ 企業結合の法的形式
被取得企業による自己株式の取得
- ⑤ 結合後企業の名称
変更ありません。
- ⑥ 変動した議決権比率
企業結合直前に保有していた議決権比率：39.4%
企業結合日に変動した議決権比率：0.9%
企業結合日に保有する議決権比率：40.3%
- ⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠
カネ美食品株式会社が行った自己株式取得により、当社の議決権割合が増加したため。

(2) 取得企業の算定等に関する事項

- ① 被取得企業の取得原価
企業結合の直前に保有していた株式の企業結合日における時価 12,846百万円
- ② 被取得企業の取得原価と取得に至った取引ごとの取得原価の合計額との差額
現時点では確定していません。

(3) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点では確定していません。

(4) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

現時点では確定していません。

貸借対照表

(2025年6月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	179,982	流動負債	210,571
現金及び預金	77,753	一年内返済予定長期借入金	56,125
関係会社預け金	90,920	一年内償還予定社債	20,000
未収還付法人税等	252	未払費用	3,076
その他	11,060	関係会社預り金	116,953
貸倒引当金	△4	その他	14,418
固定資産	517,961	固定負債	324,163
有形固定資産	91,853	社債	170,000
建物	26,825	長期借入金	152,237
土地	63,723	資産除去債務	806
その他	1,306	その他	1,120
無形固定資産	25,332	負債合計	534,734
投資その他の資産	400,775	純 資 産 の 部	
投資有価証券	5,947	株主資本	158,623
関係会社株式	358,676	資本金	23,689
関係会社長期貸付金	25,499	資本剰余金	24,995
敷金保証金	3,500	資本準備金	24,995
保険積立金	1,746	利益剰余金	190,896
繰延税金資産	2,709	利益準備金	23
その他	2,700	その他利益剰余金	190,873
貸倒引当金	△2	繰越利益剰余金	190,873
資産合計	697,943	自己株式	△80,957
		評価・換算差額等	2,506
		その他有価証券評価差額金	2,506
		新株予約権	2,080
		純資産合計	163,209
		負債及び純資産合計	697,943

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

損益計算書

(2024年7月1日から
2025年6月30日まで)

(単位:百万円)

科 目	金 額	額
営業収益		100,069
営業費用		60,502
営業利益		39,567
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	2,339	
デリバティブ利益	481	
その他の	387	3,207
営業外費用		
支払利息及び社債利息	2,705	
為替差	3,633	
その他の	347	6,685
経常利益		36,088
特別利益		
固定資産売却益	0	
子会社清算益	282	
新株予約権戻入益	2	285
特別損失		
固定資産除却損	20	
その他の	7	27
税引前当期純利益		36,346
法人税、住民税及び事業税	113	
法人税等調整額	△511	△399
当期純利益		36,745

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024年7月1日から
2025年6月30日まで)

(単位:百万円)

	株 主 資 本							自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金					
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 計 合	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 計 合	繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 計 合		
当 期 首 残 高	23,538	24,844	24,844	23	174,426	174,449	△80,956	141,874	
当 期 変 動 額									
新 株 の 発 行	151	151	151					302	
剰 余 金 の 配 当					△20,297	△20,297		△20,297	
当 期 純 利 益					36,745	36,745		36,745	
自 己 株 式 の 取 得							△1	△1	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									
当 期 変 動 額 合 計	151	151	151	—	16,447	16,447	△1	16,749	
当 期 末 残 高	23,689	24,995	24,995	23	190,873	190,896	△80,957	158,623	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	1,767	1,767	1,442	145,084
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行				302
剰 余 金 の 配 当				△20,297
当 期 純 利 益				36,745
自 己 株 式 の 取 得				△1
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	739	739	638	1,377
当 期 変 動 額 合 計	739	739	638	18,125
当 期 末 残 高	2,506	2,506	2,080	163,209

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式、関連会社株式及びその他の関係会社有価証券
移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの
時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等
移動平均法による原価法

② デリバティブの評価基準及び評価方法 時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法

（リース資産を除く）

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法の規定によっております。

② 無形固定資産

定額法

（リース資産を除く）

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の収益は、主に子会社からの配当金、経営指導料、業務受託料、不動産賃貸収益であります。

受取配当金においては、配当金の効力発生日をもって収益を認識しております。

経営指導料及び業務受託料においては、子会社との契約に基づく受託業務であり、業務が実施された時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

不動産賃貸収益においては、主に当社が所有する不動産を子会社へ賃貸を行っているものであり、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」等に従い収益を認識しております。

(5) 繰延資産の処理方法

- | | |
|---------|----------------------|
| ① 株式交付費 | 支出時に全額費用として処理しております。 |
| ② 社債発行費 | 支出時に全額費用として処理しております。 |

2. 会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(固定資産の減損)

(1) 当事業年度の損益計算書に計上した金額

(単位：百万円)

	当事業年度
減損損失	—

なお、貸借対照表上の有形固定資産の帳簿価額は91,853百万円、無形固定資産の帳簿価額は25,332百万円になります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 減損損失の金額の算出方法

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位のグルーピングとして、個々の賃貸不動産及び遊休資産としており、物件単位ごとに減損の兆候の判定を行い、減損の兆候があると認められる場合には、減損損失の認識の要否を判断し、その結果、減損対象となった各資産については回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失としております。

減損の兆候の判定は、経営環境の著しい悪化等により収益性の低下が認められる物件や営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなる物件、市場価格が著しく下落した物件を減損の兆候があるものと判定しております。

減損損失の認識の要否については、減損の兆候がある物件のうち、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合は減損損失の認識が必要と判断しております。

各資産の回収可能価額は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い価額とし、正味売却価額については、不動産鑑定士による鑑定評価額等に基づいて算出しております。

② 重要な会計上の見積りに用いた主要な仮定

当社は、物件単位ごとに不動産市況の状況や経営環境等を考慮し、将来キャッシュ・フローの算定を行っております。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

上記の見積り及び仮定は、将来の経営環境や市場動向の変化により影響をうけることから不確実性が大きく、今後の状況によっては、翌事業年度に減損損失が発生する可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 11,404百万円
- (2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。(区分表示したものを除く)
- ① 短期金銭債権 9,448百万円
 - ② 長期金銭債権 3,845百万円
 - ③ 短期金銭債務 9,688百万円
 - ④ 長期金銭債務 571百万円

(3) 偶発債務

債務保証及び保証予約

次の関係会社等について、発行した社債等に対し債務保証等を行っております。

保証先	金額(百万円)	内容
KoigakuboSC特定目的会社	100	特定社債に対する債務
株式会社アセット・プロパティマネジメント	5,000	優先株式に対する買取請求

このほか、関係会社等の不動産賃貸借契約について、賃借人としての賃料の支払等一切の債務について連帯保証を行っております。

土地賃貸借契約上の賃借人債務の連帯保証 月額 14百万円

- (4) 運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行25行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越契約の総額	34,500百万円
借入実行残高	—
差引額	34,500百万円

- (5) 運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行3行と貸出コミットメントライン契約を締結しております。これらの契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	30,000百万円
借入実行残高	—
差引額	30,000百万円

(6) 16金融機関と総額20,000百万円のシンジケートローン契約を締結しており、本契約には、連結の貸借対照表の純資産の部の金額より算出される一定の指標等を基準とする財務制限条項が付加されております。

なお、これらの契約に基づく当事業年度末の借入残高は次のとおりであります。

シンジケートローン契約による借入残高 20,000百万円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益

100,028百万円

営業費用

3,082百万円

営業取引以外の取引高

営業外収益

2,147百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	38,073,252株	169株	一株	38,073,421株

(注) 増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取による増加 169株

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	7百万円
未払賞与	569百万円
減価償却限度超過額	814百万円
減損損失	152百万円
投資有価証券評価損否認	38百万円
資産除去債務	249百万円
株式報酬費用	78百万円
支払手数料	1,316百万円
税務上の繰越欠損金	395百万円
その他	768百万円
繰延税金資産小計	4,387百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△524百万円
評価性引当額小計	△524百万円
繰延税金資産合計	3,863百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△1,153百万円
繰延税金負債合計	△1,153百万円
繰延税金資産の純額	2,709百万円

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年7月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は36百万円増加し、法人税等調整額が69百万円、その他有価証券評価差額金が33百万円、それぞれ減少しております。

8. リースにより使用する固定資産に関する注記

(借主側)

オペレーティング・リース取引

賃貸借契約によるリース取引

未経過リース料

1年内

316百万円

1年超

2,894百万円

計

3,210百万円

(注) 当社がオーナーと締結している賃貸借契約のうち解約不能条項が付されているものについて記載しております。

9. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

① 当該資産除去債務の概要

賃貸用の土地・建物の事業用定期借地権契約に伴う原状回復義務であります。

② 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から11年～34年と見積り、割引率は1.19%～2.17%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

③ 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高

829百万円

時の経過による調整額

4百万円

資産除去債務の消滅による減少額

△28百万円

期末残高

806百万円

10. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、個別注記表「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

11. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称または氏名	住所	資本金	事業の内容または職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社ドン・キホーテ	東京都目黒区	300	ディスカウント事業・テナント賃貸事業	所有直接100.0%	役員の兼任4名	CMS預り	36,459	関係会社預り金	(注)1
							業務受託料収入(注)2	26,056	—	—
							配当金の受取り	28,743	—	—
子会社	ユニー株式会社	愛知県稲沢市	100	総合スーパー事業・テナント賃貸事業	所有直接100.0%	役員の兼任2名	CMS預り	2,947	関係会社預り金	(注)1
							業務受託料収入(注)2	12,395	—	—
							配当金の受取り	10,600	—	—
子会社	株式会社長崎屋	東京都目黒区	300	ディスカウント事業	所有間接100.0%	役員の兼任1名	CMS預り	2,193	関係会社預り金	(注)1
子会社	日本アセットマーケティング株式会社	東京都江戸川区	37,591	不動産賃貸・管理事業	所有直接80.9% 所有間接19.1%	役員の兼任1名	CMS預り	8,801	関係会社預り金	(注)1
子会社	株式会社スカイグリーン	東京都目黒区	100	不動産賃貸・管理事業	所有直接100.0%	役員の兼任1名	CMS預り	198	関係会社預り金	(注)1
子会社	UDリテール株式会社	東京都目黒区	300	ディスカウント事業・テナント賃貸事業	所有間接100.0%	役員の兼任2名	CMS預り	4,249	関係会社預り金	(注)1
子会社	株式会社アセット・プロパティマネジメント	東京都江戸川区	100	不動産賃貸・管理事業	所有間接100.0%	—	CMS預り	8,626	関係会社預り金	(注)1
子会社	日本商業施設株式会社	東京都江戸川区	300	テナント賃貸事業	所有間接100.0%	役員の兼任1名	CMS預り	3,039	関係会社預り金	(注)1
子会社	株式会社リアリット	東京都渋谷区	100	広告プロモーション事業	所有直接5.5% 所有間接94.5%	—	CMS預り	626	関係会社預り金	(注)1
子会社	さくら野DEPT 仙台合同会社	東京都目黒区	10	不動産賃貸・管理事業	所有直接100.0%	—	資金の貸付(注)3	430	関係会社長期貸付金	8,960

(単位：百万円)

種類	会社等の名称または氏名	住所	資本金	事業の内容または職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	Pan Pacific Retail Management (USA) Co.	米国デラウェア州	249百万米ドル	北米事業の戦略立案・経営指導・統括・管理	所有間接100.0%	役員の兼任2名	貸付金の現物出資による減少(注)4	53,769	—	—
子会社	Pan Pacific Strategy Institute Pte. Ltd.	シンガポール共和国	1,073百万米ドル	海外グループ会社の経営管理及びそれに付帯する業務	所有直接71.2% 所有間接28.8%	役員の兼任2名	現物出資(注)4	90,560	—	—
							増資の引受(注)5	26,150	—	—
							貸付金の現物出資による減少(注)4	17,670	関係会社長期貸付金	341
子会社	Pan Pacific Retail Management (Guam) Co., Ltd.	米国グアム	35百万米ドル	ディスカウント事業	所有間接100.0%	役員の兼任1名	貸付金の現物出資による減少(注)4	19,121	—	—
							債務保証	(注)6	—	—

取引条件ないし取引条件の決定方針等

- (注) 1. 当社は、CMS（キャッシュマネジメントシステム）を導入しており、CMS 預りに係る取引金額はCMSに係るものであります。
 利率は市場金利を勘案して合理的に決定しており、担保は差し入れておりません。
 なお、CMS 預りに係る取引金額は、前期末残高からの純増減額を記載してあります。また、CMSの預け金残高合計及び預り金残高合計はそれぞれ86,093百万円及び111,496百万円であります。
2. 業務受託料収入は、両社協議の上決定しております。
3. 資金の貸付は、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
4. 現物出資は、Pan Pacific Strategy Institute Pte. Ltd. に対して有する貸付金17,670百万円をデット・エクイティ・スワップ方式により現物出資し、その対価として同社の持分を取得したものであります。また、Pan Pacific Retail Management (USA) Co. に対して有する貸付金53,769百万円及びPan Pacific Retail Management (Guam) Co., Ltd. に対して有する貸付金19,121百万円を現物出資し、その対価としてPan Pacific Strategy Institute Pte. Ltd. の持分を取得したものであります。
5. 増資の引受は、当該子会社が行った増資を全額引き受けたものであります。
6. 子会社の土地賃貸借契約について、賃借人としての賃料の支払等一切の債務について、月額14百万円の連帯保証を行っております。

(2) 役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称または氏名	住所	資本金	事業の内容または職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員が代表理事を務める財団法人	公益財団法人 安田奨学財団	東京都 渋谷区	—	(注)1	被所有直接 2.4%	役員の兼任 3名	出向者負担金の 受取 (注)2	14	—	—
役員及びその近親者が議決権の過半数を有する会社	Palau Coral Club Co., Ltd.	パラオ 共和国	90 百万 米ドル	ホテル業	—	役員の兼任 1名	業務受託料収入 (注)3	18	—	—

- (注) 1. 当該財団の活動目的は、経済的な理由により就学が困難な留学生に対して奨学金を支給し、有益な人材を育て、留学生の質の向上に寄与し、留学生の相手国と日本との友好親善の資としようとするを目的としております。
2. 出向者の派遣による出向料は、出向元の給与を基準に双方協議のうえ、決定しております。
3. 業務受託料収入は、両社協議の上決定しております。

1 2. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	269円77銭
(2) 1株当たり当期純利益	61円54銭

1 3. 重要な後発事象に関する注記

連結注記表の「1 3. 重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年8月27日

株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス
取締役会 御中

UHY東京監査法人
東京都品川区

指定社員 業務執行社員	公認会計士	原	伸之
指定社員 業務執行社員	公認会計士	谷田	修一
指定社員 業務執行社員	公認会計士	井上	彦一

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングスの2024年7月1日から2025年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年8月27日

株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス
取締役会 御中

UHY東京監査法人
東京都品川区

指定社員 業務執行社員	公認会計士	原	伸之
指定社員 業務執行社員	公認会計士	谷田	修一
指定社員 業務執行社員	公認会計士	井上	彦一

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングスの2024年7月1日から2025年6月30日までの第45期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、2024年7月1日から2025年6月30日までの第45期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人UHY東京監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人UHY東京監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年9月1日

株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス 監査等委員会

監査等委員 吉村泰典 (印)

監査等委員 西谷順平 (印)

監査等委員 加茂正治 (印)

監査等委員 小野貴樹 (印)

監査等委員 岸本尚子 (印)

(注) 監査等委員吉村泰典、西谷順平、加茂正治、小野貴樹及び岸本尚子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上